

# 第68回通常総会議案書

日時 2021年6月29日(火)  
15:30～17:00

場所 大分市中央町4丁目2番5号  
ソレイユ 7階「アイリス」

※代議員の方へ この議案書は、あらためてお渡し致しませんので、  
当日必ずご持参下さるようお願い致します。

**大分県生活協同組合連合会**

# 第68回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
  - ・ 議事運営委員
  - ・ 議事録署名人
  - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
  - ・ 第1号議案 2020年度活動報告及び決算報告承認の件
  - ・ 第2号議案 2020年度監査報告承認の件
  - ・ 第3号議案 2020年度剰余金処分(案)承認の件
  - ・ 第4号議案 2021年度活動方針案並びに予算案決定の件
  - ・ 第5号議案 定款変更の件
  - ・ 第6号議案 役員報酬決定の件
  - ・ 第7号議案 役員選任補充の件
  - ・ 第8号議案 役員退任慰労金の件
  - ・ 第9号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第9号議案まで提出します。

2021年6月29日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	河原伸明	(員 外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	高瀬宏一	(大分県学校生活協同組合)
理事	三重野修次	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	磯崎修治	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	首藤俊一	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	森徳夫	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	橋本敏雄	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	田辺修	(大分県医療生活協同組合)
理事	辛島サツキ	(大分県福祉生活協同組合)

# 2020年度活動報告及び決算報告承認の件

## はじめに

- ① 国連は2015年9月に「持続可能な開発目標17(SDGs)」を採択し、日本生協連も2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を特別決議し、県生協連も全国の生協と一緒に、7つの目標「持続可能な都市づくり」「つくる責任、つかう責任」「健康・福祉」「貧困をなくそう」「平和」「エネルギー・気候変動」「ジェンダー(平等)」に取り組んでいます。
- ② 気候変動が大きく影響し、台風、豪雨、地震の規模も頻度も増え続け、大規模な災害は毎年発生していますが、日本生協連及び会員生協では募金活動や現地支援等に取り組んでいます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、2020年2月以降瞬く間に全世界に拡大し、100年に一度のパンデミックの様相を呈し世界経済は大打撃を受けました。日本では4月以降3回の緊急事態宣言が発令され、7月に予定されたオリンピックの延期、健康面だけでなく経済活動の抑制など厳しい状況が続いています。
- ④ 2019年10月の消費税増税以降、社会保障費等の負担増に加え、コロナ禍における収入の減少など、私たちの暮らしを取り巻く環境はますます厳しくなっています。  
このような状況の中、県生協連は第67回通常総会で決定された活動方針について取り組んできました。

## I 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

### 1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の交流

#### (1) 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化

県生協連理事会で毎回、会員生協の組合員数や出資高、事業高や経営状況、活動の経過や計画の報告を行い、会員生協の事業や活動、財政状況の情報を共有化しました。

#### (2) 機関誌の発行と情報の伝達

県生協連の機関誌は、会員生協から編集委員を選出し、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政、日生協、各県連に幅広く配布しています。

#### (3) 第31回スポーツ交流会の開催

- ① 会員生協間の交流を深めることを目的にスポーツ交流会を毎年開催しており、2017年

度よりそれまでのミニバレーボール大会から、誰でも参加できる競技としてボウリング大会に変更し、参加者や会員生協から好評をいただいています。

2020年度もボウリング大会を継続しましたが、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じるとともに、参加規模を縮小（1レーン2人制）することとし、2020年11月21日(土)に大分市明野OBSボウルで開催、11会員生協から50名が参加しました。

- ② 全員に飲物と参加賞を配布し、河原県連専務理事の開会あいさつ、始球式の後、競技を開始し、一人2ゲーム合計点の個人戦で行い、日田市民生協の井下恵さんが初優勝を飾り、2位は3連覇を逃した日田市民生協の菅彩華さん、3位は高校生協の長井剛さん、4位は日田市民生協の井下敏子さん、5位はコープおおいたの朝倉国雄さん、10位以下は5飛び賞とブービー、特別賞(31位)で15人が入賞しました。
- ③ 表彰式は、新型コロナウイルス感染症対策のため各会員生協の代表者とし、司会の萩原組織委員(県連監事)より入賞者が発表され、賞品は代表者に渡されましたが、例年の歓声がなく寂しい表彰式となりました。ただ、参加者からは「コロナ禍の中、楽しく交流させてもらいました、来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

## 2. 会員生協に役立つ研修会等の開催

### (1) 第26回大分県生協大会の開催

- ① 生協運動の発展と会員相互の交流を深めるため、第26回生協大会を新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、2020年10月22日(木)に大分市中央町「ソレイユ」で開催し、12会員生協より61名が参加しました。
- ② はじめに、主催者を代表して青木博範会長理事が「令和2年7月豪雨の被害に対し、各会員生協は様々な救援物資を届けたり、多くのボランティア職員を派遣してきました。今回の生協大会は、今後の災害支援に生協がいかにかその役割を果たしていくのか、期待に応じていくかを考える機会にしたい」とあいさつ、来賓として大分県生活環境部消費生活・男女共同参画プラザの佐藤誠一郎所長、大分県労働者福祉協議会の滝口元二郎専務理事より、県生協連の様々な活動に対する御礼と今後の活動への協力依頼のあいさつの後、講演に入りました。

【講演Ⅰ】～コープSDGs行動宣言「住み続けられるまちづくりを」めざして～

別府市におけるインクルーシブ防災“誰ひとり取り残さない防災”から学ぶ

講師 村野 淳子氏(別府市共創戦略室防災危機管理課)

村野氏は、2003年より全国の被災地で支援活動に参加し、福祉フォーラム in 別府速見実行委員会に参画、「障がい者の防災を考える」活動を開始、別府市の「ともに生きる条例」制定に準備段階から委員として参画、東日本大震災では避難所運営の改善にも寄与、2018年度総務省消防庁防災まちづくり大賞(日本防火・防災協会賞)を受賞、又、全国に先駆けて別府市が障がい者や高齢者の避難方法を事前に決める個別計画を作成したことは、大きく評価されました。

講演では、これらの取り組みの内容をDVDで上映しながら詳しく説明を受けました。

## 【講演Ⅱ】 「7月豪雨災害等の支援活動から学ぶ防災について」

講師 松永 鎌矢氏（NPO法人リエラ代表）

松永氏は、大分大学在学中に東日本大震災の災害ボランティアに参加、卒業後に他県のNPO法人で全国の災害に対応、2017年の九州北部豪雨災害後に日田市に移住しNPO法人リエラを立ち上げ、防災士、防災介助士、大分県防災アドバイザー、防火・防災管理者として活躍し、2018年大分県防災功労者表彰を受賞しています。

講演では、プロジェクターを使い7月の豪雨における日田市内各地の被害状況や、コロナ感染症対策を踏まえた避難所のレイアウト、救援物資、飲食店等と炊き出し調整等の避難所運営支援の状況、ボランティアセンター運営支援の状況等を写真にて説明するとともに、コロナ禍での苦労や豪雨への備え等の講演を受けました。

### （2）会員生協役員職員研修会の開催

2020年11月27日(金)に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

### （3）会員生協監事研修会の開催

- ① 会員生協の監事研修会は、監事の正確な知識の習得等を目的に、2014年度から2019年度まで毎年、計6回開催してきました。
- ② 2020年度も10月14日(水)に開催を予定していましたが、これまでの研修でほぼ一通りの内容は終了していることや、新型コロナウイルス感染症の予防も考慮し2020年度の研修は中止し、今後は2年に1回の開催としました。

### （4）部会の開催

県生協連には、地域生協部会（3生協）、職域生協部会（6生協）、医療・福祉部会（3生協）があり、2020年度はすべての部会で開催されました。

## Ⅱ 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

### 1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不安が拡大しています。  
食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場、地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。
- ② 県生協連は、会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めるとともに、大分県や市、九州農政局等の各種審議会や協議会に参加し、食の安全・安心を目指す立場から意見を反映する活動を行ってきました。

## 2. 消費者問題の取り組み

### (1) 大分県消費生活審議会への参画

県生協連は、大分県消費生活審議会に青木会長理事が委員として参画し、消費者代表として消費者行政への意見反映を図るとともに、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。

### (2) 大分県消費者行政への要望

2020年10月6(火)に「令和3年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、その中で「消費者行政の充実・強化」を要望し、消費者庁からの地方消費者行政強化交付金の拡充、消費生活相談員の処遇改善と資格取得講習会の拡充、若年層への消費者教育の推進等について意見を出しました。

### (3) 大分県消費者問題ネットワークとの連携

県生協連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の最大の加盟組織として、その活動である消費者被害の未然防止や拡大防止、救済活動について、弁護士や消費生活相談員と協力してその任務を遂行してきました。

### (4) 大分県消費者団体連絡協議会の活動

- ① 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会（以下消団連）の事務局長を担当して中心的な役割を果たしてきました。消団連の構成団体は以下の通りです。

大分県生活学校運動推進協議会	大分県漁業協同組合女性部
大分県地域婦人団体連合会	大分県消費者問題ネットワーク
大分県母子寡婦福祉連合会	大分県生活協同組合連合会
J A大分県女性組織協議会	大分県消費生活・男女共同参画プラザ

- ② 消団連は、毎年、5月に「消費者月間の街頭キャンペーン」、1月に消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」や、2月に事業者と消費者の意見交換会を実施していますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

## 3. 環境・福祉活動の推進

### (1) 環境問題の取り組み

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らす等、環境に配慮した行動が求められています。
- ② 会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレー、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO<sub>2</sub>を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。また、商品の良さや特徴を学ぶ「環境配慮商品（洗剤）学習会」の開催や、「我が家の電力量調査」を実施し「削減の見える化」の取り組み、環

境を知り学ぶ「水生生物観察会」を実施するとともに、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等に取り組んでいます。

- ③ 県生協連は、「地球温暖化対策おおいた市民会議」に河原専務理事が参画し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みました。

## (2) 福祉活動の取り組み

- ① 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度ができて老後の不安は解消されずむしろ広がっています。福祉サービスの利用は増加傾向にありますが、介護の現場からは、県民の制度への理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されており、介護職員の不足は深刻となっています。
- ② 会員生協では、ホームヘルパー養成講座や暮らしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。
- ③ 医療・福祉生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービスに取り組んでいます。また、医療現場や介護現場では、院内感染を発生させないための取り組みをしています。

## 4. 平和活動の取り組み

県生協連は、毎年、「戦争の悲惨さを後世に伝え、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに独自の平和活動（親子で考える平和のつどい、県内戦跡巡り）に取り組むとともに、平和の尊さや戦争や核兵器のない社会の実現を目指して、日生協が主催する「ピースアクション in ナガサキ」に参加してきましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

# Ⅲ 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

## 1. 県行政との連携強化の取り組み

大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもと連携を強めました。

### (1) 県行政への要望書提出と意見交換

- ① 2020年10月6日(火)に県生活環境部長室で高橋部長他4名に対し、県生協連より青木会長理事を含む6名が参加して「令和3年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2021年1月6日に回答書を受けました。

本年度は、①SDGsの取組と県民への周知、②消費者行政の充実・強化、③食の安全・安心、食品ロス削減の推進、④生活協同組合の育成と強化、⑤大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び対策、⑥生活困窮者支援の強化、⑦子育て支援、医療費助成制度の拡充、

- ⑧新型コロナウイルス感染症及び被害に対する支援についての8項目を要望しました。
- ② これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、2021年1月28日(木)に県の担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、県生協連役員と県行政の懇談会を開催しました。

## (2) 県委託の詐欺・悪質商法被害防止啓発事業

本年度も引き続き、県より詐欺・悪質商法被害防止の啓発事業を受託し、啓発チラシ10万枚を作成し、2020年11月～12月に、各会員生協の協力の下、店舗、共同購入や個配、訪問診療や介護等サービスを通して、多くの方々へチラシの配布を行いました。

## 2. 県議会議員との懇談会の開催

- ① 大分県議会議員との連携強化のため、毎年開催している「県議会各会派議員との懇談会」は今年で第30回目となり、2020年9月16日(水)に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

## 3. 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の理事に河原専務理事を選出し、福祉活動に参画しながら県内の労働団体等と幅広く連携を強めてきました。

大分県労働者福祉協議会の構成団体は以下の通りです。

1号会員	連 合 大 分	
2号会員	九州労働金庫大分県本部	全労済大分県本部
	大分県生活協同組合連合会	大分県労働者総合生協
	大分県勤労者医療生協	大分県労働福祉会館
	やすらぎ霊園	大分コープ商事
	大分県消費者問題ネットワーク	
3号会員	連合大分加盟の21労働団体	
4号会員	一般社団法人 夢未来舎	さわやか佐伯
5号会員	大分県分退連	
	県内の8地区労福協	

## 4. 協同組合間の連携

### (1) 経過

- ① 協同組合間の連携については、1987年7月にJ A大分中央会や県生協連など12団体で大分県協同組合協議会を結成し、活動を開始しました。以降、2005年まで19回、毎年7月上旬に「国際協同組合デー大分県大会」を開催しましたが、2006年以降は一旦活動を中断しました。2012年の国際協同組合年に呼応した記念集会を開催したものの、活動の

再開には至りませんでした。

- ② 2015年9月に国連総会で2030年までの持続可能な17の開発目標（SDGs）が採択され、日本政府も2016年5月に同推進本部を設置し、同年12月には実施方針を決定、その中には協同組合への言及も含まれました。
- ③ 2016年11月にユネスコは協同組合を無形文化遺産に登録し、協同組合の存在意義が世界中で認識されました。このような中、国内各地での協同組合連携の取り組みに呼応し、2017年8月1日、県下10団体が結集し大分県協同組合間連携推進大会を開催し、大分県協同組合協議会の活動の再開を決定しました。

県生協連は、協議会を運営する委員会の副会長に青木会長理事、事務局会議に専務理事を選出しました。大分県協同組合協議会の構成団体は以下の通りです。

J A全農おおいた	大分県生活協同組合連合会
J A大分中央会	大分県漁業協同組合
J A大分信連	大分県酪農業協同組合
J A共済連大分	大分県椎茸農業協同組合
J A大分厚生連	大分県森林組合連合会

- ④ 2018年度は、2018年5月29日に事務局会議を開催し、協同組合活動への理解を深める研修の実施と、地域社会へ貢献し、地域に根差した協同組合の意義・活動を広く県民にPRすることを確認し、7月9日に委員会で活動計画を決定、7月26日に協同組合間連携の理解促進研修会、10月2日に協同組合間連携の先進事例研修会の開催、10月10日に地域貢献活動として、別府公園での清掃活動を行いました。
- ⑤ 2019年度は、2019年5月30日に事務局会議を開催し、6月にアンケート調査、7月1日に委員会で活動計画を決定、10月18日に集合研修会を開催、日本協同組合連携機構（JCA）の阿高あや氏より「協同組合による持続可能な地域社会への貢献」と題する講演を受け、10団体47名が参加しました。

## （2）2020年度の取り組み

- ① 2020年6月26日に事務局会議を開催し、7月13日に委員会で活動計画を決定、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し集合研修会は中止しましたが、10月16日に地域貢献活動として大分市の神崎海水浴場での清掃活動を実施し、9団体20名が参加しました。
- ② 県民に対する協同組合への理解促進や役職員への協同意識啓発に活用するため12月に大分県協同組合協議会の「地域貢献活動に係るポスター」を作成し、各協同組合に配布するとともに、ポスターの内容をJR大分駅構内のストリートビジョンに2021年3月末まで掲載しました。
- ③ 日本協同組合連携機構は、協同組合が地域課題を話し合う場とするラウンドテーブル(円卓会議)を全国で推進するため、ブロック別の説明会を企画し、九州・沖縄ブロックは2021年2月25日にオンラインで開催され、県生協連は河原専務理事が参加しました。

## IV 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

### 1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災・福島第一原発事故から9年が経過しましたが、日本生協連は、買って支える～被災地の産品を利用し産業復興を支援、ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、社会的制度の充実を目指して暮らしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化、を活動として会員生協を中心に取り組んできました。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、福島県産品の購買運動や子どもたちの招待活動、福島応援視察など様々な取り組みを行ってきました。  
県生協連は、福島県新地町の復興のため植樹を寄付し、2019年4月6日に役員が現地に出向き、大分県花の「豊後梅」と大分市花「山茶花」を植樹し、10月26日の防災緑地公園の開園式に代表が出席する予定でしたが、台風の影響で開園式は中止となりました。
- ③ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な支援の取り組みはできませんでしたが、2021年2月13日に発生した福島県沖地震の被害を受けた新地町に対して県生協連より20万円の災害見舞金を贈りました。

### 2. 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2020年7月3日からの九州南部豪雨は甚大な被害を及ぼし、その後、九州北部、西日本、東北地方にかけて被害をもたらし、山形、長野、島根、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島 の9県に災害救助法が適用されました。
- ② 大分県内でも日田市・由布市・九重町・玖珠町で大きな被害を受け、死者や多くの被災者・避難者を出しました。新型コロナウイルス感染症の影響により支援活動が制限される中、県生協連加盟の各会員生協は、被災地への物資の供給や募金活動、ボランティアの派遣や炊き出し活動等に取り組みました。
- ③ 日本生協連は募金活動に取り組み、11月末までに約6億7,800万円が寄せられ、災害救助法が適用された9県に送り、大分県に約3,666万円を贈呈しました。

## V 会員生協の活動

### 【地域生協の活動】

## 生活協同組合コープおおいた

### 1. 事業の概要

宅配事業は予算比111.4%、店舗事業は予算比97.4%、年間の供給高は194.5億円で、前年より14.4億円の増収となりました。

- ① 宅配事業は、「宅配」のニーズが増加し、全国的に大きな伸長となりました。注文数は

製造・物流のキャパを超過し、計画的な欠品を発生せざるを得ない状況になりました。加入推進のための仲間づくりの積極的な訪問活動を自粛したためアポ活動による加入は予算に到達しなかったものの、WEBによる加入が増加しています。2019年度から開始した「はじめてばこ」の配送業務は応募者の意向を尊重し、自宅を訪問しました。また、2018年から開始している「法人配達」は訪問制限により成果は多く残すことができていません。

- ② 店舗事業は、全国情勢と同じく巣ごもり需要により消費動向に好影響を与えました。また、2019年10月から開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」の実施によりキャッシュレス決済が増え、買い物動機にもなりました。6月に事業が終了してからは供給高・キャッシュレス決済率ともに減少しています。コロナ禍による来店者数の減少は続くものの、一人当たりの利用金額は増加しました。新しい販売促進としてSNSツールの「LINE」の展開を始めました。スマホ世代の方に向けた、より身近な情報発信を目指しています。
- ③ 移動店舗販売事業は、お買い物サポートカー（無料送迎車）を2台増車し、買い物弱者への支援は前進が見られます。移動店舗販売車両は1台当たりの平均利用額が82,000円に達し、予算を大幅に超過しています。
- ④ 福祉事業では、白杵市での「サービス付き高齢者向け住宅」、その他サービスを併設して開所しました。入居数は予定より大きく上回り、高い実績でスタートしています。
- ⑤ 子育て支援事業では、コープ南大分に3園目となる「田中南保育園」開園に向けて準備を進め、2021年度4月に無事開園しました。

## 2. 組合員活動

コロナ禍によりほぼ全ての企画行事、委員会活動は中止となりました。

エリアでは、講師を招かずに開催できる企画などを限定的に組み立てました。

## 3. 豪雨災害支援

2020年7月に発生した豪雨災害では、日田市、九重町を中心に延べ100名を越える従業員を災害復興支援のために派遣しました。また、今後も災害は発生すると考え、発災時に先行して被災地に派遣する「災害支援先発隊（CODRA）」編成し、継続した研修会を開催しています。

## 4. 地域貢献

玖珠町と「地域づくりに関する包括連携協定」を締結しました。

また、社会福祉協議会やNPO団体等との関係性も重要であることを確認しました。

## 5. 2030年ビジョン

2030年に向けて10年後にありたい姿、あるべき姿の議論を進めました。組合員（総代）や従業員の意見参加を以て「2030年ビジョン」の完成が近づいています。

## 6. 福島復興支援

例年、福島県への訪問や、福島県の子どもたちを招待していましたが、コロナにより全て中止となりました。離れていても応援できる取り組みとして、震災で命を落とした小学生が描いた絵をモチーフにした「姫花ちゃんのハンカチ」を宅配事業で販売したところ、多くの組合員から支持をいただきました。集められた益金は全て福島県いわき市へお送りしました。

## 日田市民生活協同組合

1. 2020年度は、日田市民生協の創業理念である「相互扶助・助け合いの精神と自立」により組合員と共に幸せな日々を送ることを事業活動の中心に据え、①店舗事業で継続的な組合員の生活へのお役立ち、②特販事業での地域福祉への貢献、③共済事業で組合員の困った時のお役立ち、④組合員が笑顔で元気になっていただける接遇、⑤日常の継続的な環境改善活動、以上5つの目標を事業達成項目として定めました。
2. 目標達成のため、私たちは年度スローガンを『新に挑む』として、①新たな商品・売り場・サービスへの挑戦、②新たな働き方、作業改善への挑戦、③組合員の暮らしに寄り添った事業を中心に据える、に組合員、職員、役員が一体となって取り組んでまいりました。
3. 年度早々、新型コロナの「新」に挑むことになりましたが、計画していた職員の再配置により、店舗、部門の効率的な再編を進めることができました。6月にはここ数年事業上の懸案事項であったコープ中央店の閉店とともに、そこから派生した新たな取り組みとして組合員無料送迎サービス事業もスタートさせることができました。  
一昨年は近隣競合店の出店等により大変厳しい事業実績となりましたが、2020年度は新たな取り組みにより事業の伸長と経費の削減により大きく改善することができました。
4. 組合員活動においては、この間継続的に取り組んできている、平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する活動を多くの組合員参加のもと進めてまいりました。

## グリーンコープ生活協同組合おおいた

### 1. はじめに

家族の健やかな暮らしを守り、安心して生活できる社会にしたい。そんな願いからはじまったグリーンコープは、組合員の手でその夢を実現しています。30年前からそしてこれからも変わらぬ願いを胸に、2020年度も未来に向かってグリーンコープ運動をすすめていく予定でした。しかし、新型コロナウイルスの出現で私たちの日常が変わりました。刻々と変化する社会情勢を見極め、活動をどのように工夫して行うかをみんなでかんがえました。新型コロナ感染拡大防止対策をして行った出会いを大切に企画、感染リスクを減らし一人でも多くの人とつながることができるオンラインを利用した企画など、未体験の新しい形態の活動に挑戦し、手ごたえを感じたことは収穫でした。

### 2. 「グリーンコープに発し」

- ① つどいは、コロナ禍で心配されましたが、大分県では感染者数が落ち着いていたため、各地区運営委員会は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策をとり、細心の注意を払ったうえで開催しました。そのため試食はせずにプレゼントを充実させ、つどいの内容をしっかり伝えることに専念しました。専門委員会のグッズや資料も、アピールに役立ったと好評でした。

開催数は、驚くことに昨年度より2会場多い53会場、地域組合員は277人の参加、主催者の延べ人数を合わせると577人が同じ目的につどいました。「土曜日や夜開催の需要

があるとわかった地区」「組合員外の方3人を加入につなげた地区」「興味をひく企画で参加者を増やし地区運営委員や専門委員の獲得につなげた地区」「つどいで委員間の結束が強まった地区」など、それぞれの地区運営委員会は、つどいの異議目的を遂行し楽しく有意義に開催できました。店舗、福祉系事業所や、職場対象のつどいも好評で、お互いが心でつながったことを実感しました。グリーンコープ運動を一緒に推進する仲間づくりを精一杯頑張り、成果を感じることができました。

- ② 2019年5月に立ち上げた商品開発プロジェクトは、コロナ禍で活動休止の影響がありましたが、2021年5月10日の週に、GC「炊き込み ひじきごはんの素（おおいた産ひじき100%使用）」120g（2合用）」を新登場させることができました。商品のコンセプトは、美味しい、安心安全、手軽で簡単に、お買い求めやすいです。製造メーカーである佐伯市の「株式会社 山忠」と連携し、組合員の自信をもってお薦めできる食べものになるよう検討しました。この商品のアレンジレシピ集や調理動画、ひじき産地の視察動画の作成にも取り組み、GCおおいたのホームページへの掲載、公式Instagramへの投稿など、楽しく充実した活動となりました。検討する中で、GC「ソフトふりかけ おいしいひじき」「ソフトふりかけ わかじゃこひじき」「国産ひじきの白和えの素」の異性化糖を、遺伝子組み換えでないものにリニューアルすることもでき、安心安全を追求できた達成感につながりました。開発・リニューアルした商品が末永く愛され続けられるように、組合員、ワーカーズ、職員と連携し、継続して利用普及に取り組みます。

### 3. 「グリーンコープを貫く」

- ① 例年、組合員に大人気企画である「やまびこ会」による「産直れんこん学習会と料理講習会」を、熊本県の生産者と組合員をオンラインでつないで開催しました。リアルタイムで、生産者にれんこん料理のコツを教えていただきながら、自宅台所で調理するという新しい形態で行った料理教室が好評でした。産直れんこんの成長過程や広大な圃場も見ることができ、オンラインならではの特長を実感しました。
- ② グリーンコープは、食の安全を脅かし生物多様性を破壊する遺伝子組み換え作物（GMO）に反対し、全国の同じ思いの仲間と共にGMOフリーゾーン運動や自生GMナタネ汚染調査活動、GM食品に表示を求める運動などに取り組んできました。そうした遺伝子組み換え反対運動によって、日本ではGM作物・食品の拡がりは阻止できたと言えます。しかし今、遺伝子組み換えとは違う、ゲノム編集という新たな遺伝子操作食品が登場しています。そのことを組合員に伝え、声を聞き、ゲノム編集食品を阻止する運動につなげるために、全組合員にアンケートを配布しました。

つどいでも、テーマに「今日も笑顔でいただきます！」を掲げ、遺伝子操作食品の登場が食の安全や環境を脅かすことになるかと伝えました。また、馴染みのないゲノム編集技術のことを地域組合員に理解してもらえるよう、地区運営委員会は、資料や紙芝居、フリップなどを準備し工夫を凝らして臨みました。参加者からも多くの感想や意見が寄せられ、関心の高さが伺えました。

- ③ 「食の安心・安全」について学習会を重ねてきた私たちは、おおいた「いただきます！プロジェクト」～お茶碗一膳から考えよう～という市民団体を生み出しました。「所要農

産物種子法反対」「種苗法改正」を受け、日本の農業と生産者を守るために、何をどうできるかを考え検討しています。その中で、国会で審議される前に、県議会に対して「種苗法改正に慎重な審議を求める」請願を行いました。残念ながら願いはかかりませんでした。これからも、「いのちを育む食べもの」運動を、様々な活動を通してより多くの組合員に伝えていき、集まった思いをカタチにしていく方法をみんなで考えていきます。

- ④ 2020年度の「from ネグロスセミナー」は、平和・環境委員会と一緒に、グリーンコープ共同体顧問の大橋成子さんとAPLAスタッフの野川未央さんを講師に、オンラインで開催しました。ネグロスから始まった民衆交易の歩みから運動の広がりを理解し、DVDで海外の生産者による臨場感あふれる報告に感動しました。また、平和・環境委員会によるfrom ネグロス・クリスマスキャンペーンアピールでは、「こと」から生まれた「もの」である民衆交易品を購入することの意義を伝えました。

#### 4. 「グリーンコープを越えていく」

- ① 「安定ヨウ素剤配布の意味を伝える学習会と配布会」を平和・環境委員会と一緒に、50人の参加がありました。本部大会議室で新型コロナ感染拡大予防対策をして、皆様のご協力のもと無事に開催できました。講師の青山浩一医師は、鎌倉市や丹波篠山市等でも配布会を行っており、多くの人たちに安定ヨウ素剤をもつ意義を伝えています。学習会では、放射能の怖さや安定ヨウ素剤が甲状腺を守るメカニズムなど、分かりやすい言葉で丁寧に話して下さり理解が進みました。青山浩一医師による配布会では、参加者の問診後、薬剤師の協力を得て安定ヨウ素剤を渡すことができました。参加者アンケートから、「伊方原発から近いので事前に持っていたほうが安心」「甲状腺の癌にならないように事故が起こったら直ぐ飲みたい」「県に請願して無理だったが自分たちで動けたことに意義がある」などが寄せられ、有意義な企画となりました。世の中の原子力発電所が全て廃炉になり、安定ヨウ素剤をもつ必要がない日常がくるまで脱原発運動を続けていきます。
- ② また、2011年3月の東京電力福島第一原発事故後に福島県に移住し日常的に人々に寄り添い、放射能汚染の情報収集をしながら医療支援活動をしておられる木村真三さんを講師に、オンライン講演会を開催しました。チェルノブイリ原発事故や東京電力福島第一原発事故は過去のことでなく、被災地ではまだまだ放射能に苦しんでいる人たちがいて、汚染された地で暮らすことのリスクを再認識することになりました。原発は、「いのち、自然、暮らし」を脅かし、改めて原発とは共存できないと思いました。
- ③ 「長崎から…語り継ぐ平和の願い」と題して、被爆者の羽田麗子さんと交流証言者の松野世菜さんを講師にオンラインでつなぎ、平和の取り組みを開催しました。終戦から75年という月日が流れ、長崎には被爆体験を伝える語り部の方々がおられますが、体調が優れず直接話を聞く機会も難しくなっています。そこで、被爆体験を語り継ぐために若い世代が交流証言者となって活躍しています。戦争の悲惨さ、酷さ、原爆の影響などを聞くことで、平和の尊さを考える時間となりました。
- ④ 組合員、福祉事務所、地域福祉を担うワーカーズ、わさだ♥りすの森保育園、基金運用委員会、職員、第三者委員会で構成するそれぞれの代表が参加する会議の名称を、「社会福祉法人グリーンコープおおいだ理事会」から「グリーンコープおおいだ地域福祉理事会」

に変更しました。これまで以上に相互に連帯し、地域福祉を推進していきます。

素晴らしいグリーンコープの福祉を担う事務所を、地域の組合員にもっと周知してもらえよう、それぞれの特長を「元気通信」に順次掲載し紹介しています。また、記事にQRコードを付け各事業所のホームページにつながるよう工夫しました。

- ⑤ 地域密着型になった「旦の原デイサービスセンターひととき」の利用者を増やすために、福祉委員会とともに地域の回覧版用「ふくしかフェ」新聞の発行、まるごと魅力が分かる「旦の原ひとときダイジェスト版」を作成しました。東西センターの全地区運営委員会にも管理者が参加して、施設の魅力を伝えることができました。

「地域福祉」の取り組みを着実に進めさらなる充実を目指すために、100円基金の不同意者に対し意義目的を伝え、理解と賛同を働きかける「同意への取り組み」を、センター運営委員会、福祉委員会、店舗委員会が行いました。同意率がアップしたことで達成感が得られ、次なる活動の意欲が生まれました。また、福祉活動組合員基金の歩みと役割、助成団体を紹介したパンフレットを刷新し、「同意への取り組み」に役立てました。

これからも誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「第二次夢ヲかたち」を実現していきます。グリーンコープに集う仲間と共に知恵を出し合い、一步一步確実に進めていきます。

## 5. おわりに

- ① SDGs (Sustainable development Goals) は、国連での採択に基づいた持続可能な開発目標です。先進国と発展途上国がともに取り組み、2030年までの達成を目指します。

グリーンコープでは、すでにSDGsに先駆けて取り組んでおり、今日まで一貫して持続可能な社会づくりを目指してきました。顔と顔が見えるグリーンコープの食べものを選ぶこと、リユースびんやリサイクルトレ容器を洗って返却すること、フードマイレージ、自然災害で被災した地域への支援に取り組むこと、原発フリーの電気を使うこと、民衆交易の応援など、日常の暮らしの中でさりげなく実践しています。未来を考えて今を生きるために、「食べもの運動、せっけん運動、平和や環境を守り、地域福祉を豊かに広げていくグリーンコープ運動」を、組合員全員で手を結び合い大きな力にしていきたいと思います。

## 【職域生協の活動】

### 大分県学校生活協同組合

2020年度は第19次中期3ヶ年計画（2019～2021年度）の中間の年でした。

#### 1. 新採用加入者

新採用者を中心に加入促進に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校訪問は行わず、強化月間や電話による勧誘に取り組みました。結果、2020年度新採用の加入者は249人（加入率69.9%）に止まりました。

#### 2. 供給高

コロナ禍による「巣ごもり需要」で共同購入や宅配企画は順調に推移し、予算・前年を

超えました。しかし、学校訪問型の指定店、同・代行販売、保険事業は大きく予算・前年割れしました。結果、事業的には予算以上の剰余を出すことはできましたが、生協会館の大規模営繕を行ったため単年度の事業欠損となりました。

尚、この営繕費用については目的積立金を取り崩して充てるため、最終的には総代会で剰余処分として2012年度以来となる組合員還元（出資配当）を行う予定です。

### 3. 組合員活動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた全ての組合員活動を中止しました。

### 4. 豪雨災害支援

2020年7月上旬、九州北部を襲った豪雨により大分県内でも北西部を中心に河川の氾濫や土砂災害などの大きな被害が出ました。学校生協では県教組からの要請を受け、断水の影響を受けている日田市立中津江小中学校へ支援物資をお届けしました。

### 5. ライフプランセミナー

学校生協・高校生協・教職員共済生協の共催による「退職を見通したライフプランセミナー」を開催し、84人の参加がありました。

## 大分県高等学校生活協同組合

### 1. 組織活動

新規加入者は37名（新採用者13名含む）で前年比4名増となりました。退職者の継続率は56.8%で、組合員数は年々減少しています。出資金は、10月・11月の増資運動で組合員の協力により多くの増資があり成果を上げましたが、新規加入者より脱退者が多く、脱退者は出資金が高額のため、出資金総額と一人当たり出資金は減少しました。

### 2. 供給活動

新型コロナウイルスの感染拡大の中、強化月間（年3回）と年末企画（12月）の共同購入は利用者数・利用高ともに前年比約10%伸びました。自主供給の店売りは減少しましたが、その他の弁当・お茶、マスクの売上が増加しました。指定店供給は減少しましたが、供給事業は予算・前年度を上回りました。

### 3. 経営活動

保険手数料は予算・前年度より約3%減少しました。新型コロナウイルスの感染拡大のため指定店・協力店の利用が落ち込み、受取手数料は前年比80%以下となり、その他の事業収入大きく減少しました。システム変更等により事業経費が大きく減少したため、経常剰余金は前年度の約3倍に増加しました。

## 大分大学生生活協同組合

### 1. 供給高、利用状況

卒業式や入学式、学生サークル団体の新歓イベントの中止、授業のオンライン化により、供給高は6億4,572万円（対前年▲30.7%）、来店数は▲40万人（▲52%）となりました。

雇用調整助成金等の諸制度や事業連合等からの支援を活用しながら、人件費や物件費の抑制に努めましたが、当期剰余金は▲524万円（累積赤字▲1,988万円）となりました。

## 2. 新型コロナ感染対策と事業活動

オンライン授業で大学に登校できない学生のために、旦野原ハイツ地区で弁当販売を前期に実施しました。パソコン講座、英語講師、公務員講座が対面での実施ができなくなったため、Zoom等のオンラインで講義や個別相談を実施しました。

## 3. 新型コロナウイルス感染症対策

手洗いやアルコール消毒、3密回避、こまめな換気、ビニールカーテンを設置、放送部の学生によるマスクや手指の消毒励行の店内放送だけでなく、毎日の健康チェックなど従業員間での感染予防に努めました。新入生サポートセンターでは、テーブルにアクリルパーテーション設置したり、住まい探し会場を分散したり、オンラインでの説明会を実施しました。

## 4. 大学との関係

自動販売機の剰余やレジ袋削減還元など、大学に学生活動支援として439万円を寄付しました。2020年度より学研災、学研賠の窓口業務を受託し、福祉健康科学部理学療法コースの臨床実習のための住まいやホテル代の積立金管理も行っています。

## 5. 地域との関係

住まい事業では、物件の斡旋と合わせて、旦野原ハイツの生協管理物件の清掃強化を地域住民の協力をいただきながら継続して取り組んでいます。

## 6. 学生総合共済

病気やケガなどで167名の方に1,342万円の給付金をお渡しすることができました。

# 大分県職員消費生活協同組合

1. 2020年度の組合員数は、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図るとともに、「みなし自由脱退」処理を行ったことにより5,952人（403人減）となりました。

出資金は、みなし自由脱退と新規加入者の多くが低額（1口）出資であることが影響し、39,856千円（4,539千円）となりました。

2. 2020年度は、第3次中期経営計画（2018～2020年度）の最終年度でしたが、経常剰余は赤字で黒字転換できませんでした。

事業高は、99,582千円（前年比86.7%）で供給事業（売上高）のトータルは前年比89.8%の81,131千円となりました。

事業経費では、人件費の増加はあったものの、自動販売機の減による光熱水費の減少や会議のWEB開催による旅費交通費の減、会費の減免による諸会費の減等により前年比97.3%となりました。

また、指定店情報の発信などホームページの充実に努めるとともに、LINE@による情報提供の充実に努めました。

役職員研修は、「ペット保険」の新規取扱いや県による生協指導検査の対応、健康診断結果などを情報共有しました。

## 自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2020年度は、第4次中期事業計画（2020-2022年度）の1年次として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標をを設定するとともに、加盟30組合との意見交換等を年2回実施しながら生協事業推進体制の強化に向け取り組んできました。
2. 組合員と出資金については、退職不補充に一定の歯止めがかかり、退職者組合員の加入が引き続き増加したため前年を上回る増となりました。  
事業高は、月賦商品・直販・ガソリン事業・手数料収入は減となったものの、県産品愛用運動事業や特別斡旋事業の大幅増により、前年比で約1,046千円（5.5%）の増となりました。

## 大分県労働者総合生活協同組合

### 1. 住宅事業

- ① 2020年度目標として、大分市「あすみの丘」「ビューステージ高崎台」別府市「新別府」の分譲用地販売や外部注文住宅の受注活動を中心に事業を行いました。その結果、「ビューステージ高崎台」は販売が終了しました。「あすみの丘」「新別府」の販売も順調に推移しており、外部注文住宅も3戸の受注を請け目標達成となりました。
- ② リフォーム事業は、高品質と安心価格を強みとした事業運営を行いました。その結果、請負工事は、目標45件・23,500千円に対し、17件・22,999千円となり、斡旋工事は、目標10件・6,555千円に対し、14件・8,903千円といずれも前年度を上回る実績となり、目標も達成できました。
- ③ 賃貸事業では、賃貸住宅は、目標27,570千円に対し24,191千円（達成率87.7%）、賃貸駐車場は、目標37,420千円に対し29,523千円（達成率78.9%）、合計では目標64,990千円に対し53,714千円（達成率82.6%）となりました。

### 2. 旅行事業

2020年度は年間目標を448,000千円とし、労働組合行事を中心に国内団体旅行・海外団体旅行・出張旅行の推進をしました。しかし、年度当初より新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、多くの出張や個人旅行や団体旅行の取り消しが発生し、事業に多大な影響を受けました。その結果、2021年3月末までの実績は66,133千円となり、目標達成率14.8%、対前年比16.1%となりました。

## 【医療・福祉生協の活動】

## 大分県勤労者医療生活協同組合

### 1. 大分協和病院

外来患者さんは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大きく減少しています。

ただ、発熱外来を早くから対応し、院内感染を起こさないよう対策を万全にして診療にあたってきました。医師の判断によりPCR検査ができる体制の確立にも院長自ら奮闘して取り組み、現在の検査体制を構築しました。

新型コロナウイルスの感染を警戒して、多くの方がインフルエンザワクチンの予防接種に来られました。台風の強風の中でも往診に出向くなど、在宅支援を強化するとともに、内科、呼吸器科などこれまでの診療の強化と、専門外来の充実に取り組んできました。

また、病棟は、近年になく入院患者さんが亡くなることが多くありましたが、本人だけでなくご家族にも満足いただけるよう職員が一体となって運営にあたっています。

## 2. 佐伯診療所

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い外来患者さんが大きく減少しています。労災患者の受診者も減少しています。理学療法によるリハビリ体制を強化してきました。駐車場を整備し、利用しやすい環境の提供もしています。

## 3. 介護・福祉分野

大分市を中心に訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、訪問リハビリが協力体制を構築し、在宅サービス事業を行っていますが、重度障がい者が大分の特徴といえます。

また、介護支援事業も情報交換と地域の連携を図り取り組んでいます。

## 4. 事業状況

収入は、新型コロナウイルスの影響により大きく落ち込みましたが、補助金や支援物資により、また職員の協力もあり運営ができています。

## 5. 組織活動

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全ての組織活動を中止しました。

みなし自由脱退の処理を初めて行い、組合員が大きく減少しました。

## 6. 災害支援活動

東日本大震災の支援活動として、福島県内の三医療生協に県産品を贈っています。

2020年7月豪雨災害の被災者支援募金活動を実施しました。

## 大分県医療生活協同組合

1. 新型コロナウイルス感染症がもたらす困難を「協同の力」で乗り越え、経営への影響を最小限にとどめ、患者・利用者の受療権を守り、職員の健康と事業所を守り抜くことを掲げて全力で取り組みました。

① 新型コロナウイルス感染症の事業所支援の取り組みとして、8月5日、大分県知事に直接、理事長・院長が医療・介護事業所への緊急支援の要請を行いました。その他、県民要求連絡会として4月・8月、また、大分県生協連からも医療・介護事業所への支援要請を行いました。

② 新型コロナウイルス感染症対策として「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置。委員会として適時に「感染対策」の通知を支部・事業所に発信して感染対策を徹底しました。

③ 患者・利用者に対して各事業所で感染対策を進めました。大分健生病院では4月中旬か

ら「発熱外来」を開始。11月からは発熱者への「抗原検査」を大分健生病院、竹田診療所、けんせいホームケアクリニックで実施しました。

- ④ 事業所、職員の感染予防のため、組合員がマスク・防護服づくりに取り組み、医療・介護現場の支援を行いました。マスクは2000枚以上、防護服は5000枚以上が事業所に届けられました。また、休校や休園時に職員家族の児童や園児の保育ボランティアを行うなど職員への支援も行いました。

2. 地域の中で社会的な孤立をつくらない、今できる「人とのつながり方」を模索し取り組みました。

- ① 子ども食堂、みんなの食堂は、6月より感染対策として食堂形式から「弁当提供形式」にしたことで利用者が増え、新たな結びつきが広がりました。
- ② 班会など組合員活動の中止の間は、組合員への電話かけや訪問などの取り組みを行いました。
- ③ 陽の出支部が地域の居場所づくりとして、9月に「陽だまり」を開設しました。
- ④ コロナ禍で集まることが困難な中、生協強化月間中に2件のオンライン班会に取り組みました。

3. 大分県医療生協のネットワークの力と知恵を発揮して、組合員の「困った」を解決する取り組みを行いました。

- ① 「ささえあいシート」は35件（前年33件）提出され、事業所と地域をつなぐ活動になりました。
- ② 舞鶴支部は、マスク不足に困っている老人会に手作りマスクを届け、新たな繋がりが広がり、現在、継続的に組合員宅で防護服づくりに取り組むなど活動が広がりました。
- ③ つる子ども食堂、みんなの食堂の取り組みを自治会が回覧で案内してくれるなど地域との繋がりが広がりました。

## 大分県福祉生活協同組合

### 1. 組織現勢

2020年度は新規加入95名、脱退22名となり、2021年3月31日現在、組合員数は3,114名となりました。

### 2. 事業活動

地域に根ざした事業運営、累積赤字の解消を目標とし事業基盤の強化を行いました。業務内容の見直し等、業務改善を徹底し事業収益において大きく改善しました。

#### (1) 給食事業

福祉生協の経営の中心となる給食事業は収益が増加しました。

#### (2) デイサービス事業

利用者数は1日平均7～8名と利用者獲得が困難でした。

しかし、地域の人や利用者徐々に信頼が広がっています。

#### (3) 福祉用具の販売

前年比 116%の収益増となりました。

(4) 地域支援事業

必要経費に対し収入が無く今年度も多額の赤字でした。

(5) 職員研修

新型コロナ対策のため外部研修や、事業所内において職員研修を実施しました。

(6) 地域活動

新型コロナの感染拡大対策のため活動は最小限になりました。

① 例年実施しているゲートボール大会を中止しました。

第2波コロナ感染拡大が下火になった12月、細心の注意を払いグランドゴルフ大会を開催し240名の元気な高齢者の参加がありました。

② 健康教室は野津町の公民館で3回、三重町で初めて3回開催しました。

③ 昨年4月以降「地域のたまり場」は新型コロナ感染拡大で中断しました。

11月にコロナ対策を行い「団子汁を食べる会」を実施しました。

(7) 広報紙

組合員の声を反映する紙面へ努力を重ねながら年間3回発行しました。

## 連合会の組織運営の状況に関する事項

### 1. 前事業年度における総会の開催状況

#### (1) 第67回通常総会の議決状況

総会開催日	2020年6月25日(木)	
総会代議員数		49名
出席代議員数	本人	5名
	書面	43名
	代理人(委任)	1名
	合計	49名

#### (2) 重要な議事及び議決事項及び議決状況

議案		賛成	反対	保留	合計
第1号議案	2019年度活動報告及び決算報告承認の件	49	0	0	49
第2号議案	2019年度監査報告承認の件	49	0	0	49
第3号議案	2019年度剰余金処分(案)承認の件	49	0	0	49
第4号議案	2020年度活動方針並びに予算案決定の件	49	0	0	49
第5号議案	役員報酬決定の件	49	0	0	49
第6号議案	役員選任の件	49	0	0	49
第7号議案	議案決議効力発生の件	49	0	0	49

### 2. 会員に関する事項

2021年3月31日現在

会員名		期首出資金	期中増減額	期末出資金
1	生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2	日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3	グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4	大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5	大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6	大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7	大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8	自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9	大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10	大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11	大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12	大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合計		1,360,000	0	1,360,000

### 3. 役員に関する事項

#### (1) 役員の兼職の明細 (2021年3月31日現在、理事13名、監事2名)

##### ①理事会

役職名	氏名	兼職の明細
会長理事	青木博範	生活協同組合コープおおいた理事長
		大分県消費生活審議会委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク副理事長
専務理事	河原伸明	大分県消費者団体連絡協議会事務局長
		地球温暖化対策おおいた市民会議委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク理事
理事	後藤哲也	日田市民生活協同組合専務理事
理事	日隈健一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理事	高瀬宏一	大分県学校生活協同組合専務理事
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク監事
理事	三重野修次	大分県高等学校生活協同組合専務理事
理事	磯崎修治	大分大学生生活協同組合専務理事
理事	政丸佐智夫	大分県職員消費生活協同組合専務理事
理事	首藤俊一	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理事	森徳夫	大分県労働者総合生活協同組合常務理事
理事	橋本敏雄	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理事	田辺修	大分県医療生活協同組合専務理事
理事	辛島サツキ	大分県福祉生活協同組合常任理事

##### ②監事会

役職名	氏名	兼職の明細
監事	江藤隆康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監事	萩原潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

#### (2) 事業年度中に退任した役員

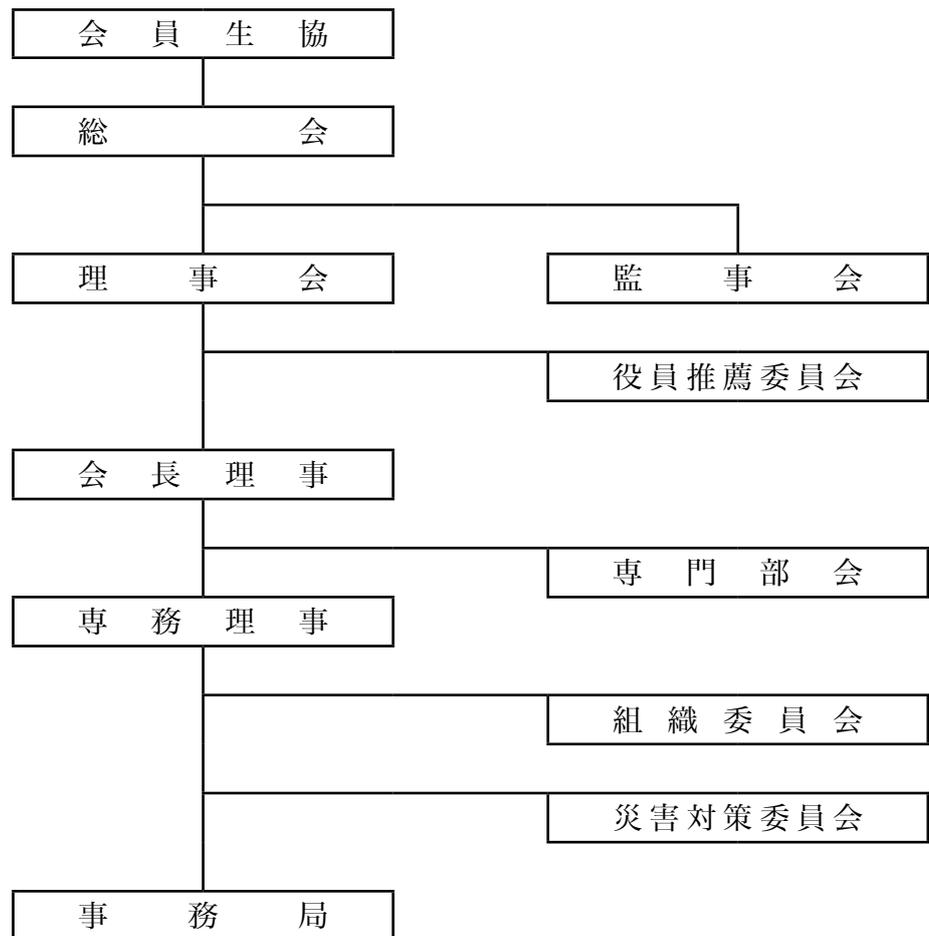
役職名	氏名	辞任期日	理由
理事	金子道彦	2020年6月25日	組織上の都合

#### (3) 会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

#### 4. 業務の運営に関する事項

##### (1) 運営組織



##### (2) 部会及び委員会

###### ① 専門部会

部 会 名	部 会 長 名	構 成 会 員 生 協
地 域 部 会	後 藤 哲 也	生協コープおおいた・日田市民生協
		グリーンコープ生協おおいた
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	学校生協・高校生協・大分大学生協
		県職員生協・総合生協・自治労信販生協
医 療 ・ 福 祉 部 会	田 辺 修	勤労者医療生協・県医療生協
		県福祉生協

###### ② 役員推薦委員会

選 出 部 会 名	委 員 名	所 属 生 協 ・ 役 職 名
地 域 部 会	後 藤 哲 也	日田市民生協専務理事
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	大分県学校生協専務理事
	森 徳 夫	大分県労働者総合生協常務理事
医 療 ・ 福 祉 部 会	田 辺 修	大分県医療生協専務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名
高野基治	生協コープおおいた
矢幡真由美	日田市民生協
萩原潤	グリーンコープおおいた
岩本淳	大分県学校生協
三重野修次	大分県高校生協
田真健弥	大分大学生協
政丸佐智夫	大分県職員消費生協
首藤俊一	自治労大分信販生協
森徳夫	大分県労働者総合生協
矢野直美	大分県勤労者医療生協
小手川亜沙美	大分県医療生協
太田慎也	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名
山村克巳	生協コープおおいた
後藤哲也	日田市民生協
萩原潤	グリーンコープおおいた
岩本淳	大分県学校生協
三重野修次	大分県高校生協
磯崎修治	大分大学生協
政丸佐智夫	大分県職員消費生協
首藤俊一	自治労大分信販生協
森徳夫	大分県労働者総合生協
矢野直美	大分県勤労者医療生協
田辺修	大分県医療生協
太田慎也	大分県福祉生協

### (3) 関連団体

団体名	構成組織名・役職名
日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員（青木・松本） 九州地連県連活動推進会議委員（河原）
大分県消費者団体連絡協議会	J A女性部・漁協女性部・地域婦人連・母子寡婦連・生活学校運動推進協・大分県消費者問題ネットワーク・生協県連で構成。 県連から河原専務を事務局長に選出。
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成し、総合生協・勤労者医療生協・生協県連が加盟。 県連から河原専務理事を理事に選出。
特定非営利活動法人 大分県消費者問題 ネットワーク	生協県連と12の会員生協、弁護士・消費者団体で構成。県連から青木会長理事を副理事長、河原専務理事を理事、高瀬理事を監事に選出。
大分県協同組合協議会	県内10団体（J A大分中央会、J A大分信連、J A全農おおいた、J A共済連大分、J A大分厚生連、県漁業協同組合、県酪農業協同組合、県椎茸農業協同組合、県森林組合連合会、県生協連合会）で構成、県連から青木会長理事を副会長、河原専務理事を事務局委員に選出。

### 5. 施設の状況

施設名	所在地	建物（延べ面積）	摘要
事務所	大分市青崎1丁目9番35号2階	20.46㎡	コープおおいたより賃借

### 6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

## 2020 年度会員生協実勢数

生協名			組合員		事業高		出資金		出資金1人当
			実数(人)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	平均額(円)
地域生協	生協コープ おおいた	2019	173,948	103.4	18,667,590	100.6	6,095,655	105.4	35,043
		2020	178,168	102.4	20,202,995	108.2	6,539,002	107.3	36,701
	日田市民生協	2019	18,190	101.3	1,199,123	88.8	43,009	100.8	2,364
		2020	18,308	100.6	1,188,176	99.1	43,168	100.4	2,358
	グリーンコープ 生協おおいた	2019	28,748	97.6	3,890,665	98.0	2,410,925	102.2	83,864
		2020	29,297	101.9	4,432,542	113.9	2,535,739	105.2	86,553
職域生協	大分県学校 生協	2019	7,095	103.2	360,435	95.4	148,898	103.0	20,986
		2020	7,047	99.3	375,309	104.1	146,418	98.3	20,777
	大分県高校 生協	2019	3,925	99.5	35,366	98.6	39,235	99.1	9,996
		2020	3,913	99.7	35,381	100.0	38,969	99.3	9,959
	大分大学 生協	2019	6,110	101.0	934,038	97.4	109,300	118.4	17,888
		2020	6,062	99.2	645,723	69.1	109,527	100.2	18,068
	大分県職員 消費生協	2019	6,355	100.8	114,828	90.7	44,395	97.6	6,986
		2020	5,952	93.7	99,764	86.9	39,856	89.8	6,696
	自治労大分 信販生協	2019	11,802	100.4	189,588	96.5	96,618	100.5	8,187
		2020	11,902	100.8	190,634	100.6	97,652	101.1	8,205
	大分県労働者 総合生協	2019	129,889	100.3	751,121	89.8	2,222,172	105.8	17,108
		2020	130,987	100.8	606,598	80.8	2,312,779	104.1	17,657
医療・福祉生協	大分県勤労者 医療生協	2019	55,969	100.5	749,436	99.9	111,329	100.3	1,989
		2020	55,391	99.0	708,674	94.6	109,849	98.7	1,983
	大分県医療 生協	2019	27,359	100.2	3,073,653	100.1	1,138,897	101.0	41,628
		2020	27,069	98.9	2,993,410	97.4	1,188,916	104.4	43,922
	大分県福祉 生協	2019	3,035	85.5	138,502	91.0	28,158	104.6	9,278
		2020	3,114	102.6	132,397	95.6	29,527	104.9	9,482
合計		2019	472,425	101.1	30,104,345	99.1	12,488,591	104.3	26,435
		2020	477,210	101.0	31,611,603	105.0	13,191,402	105.6	27,643

会員生協 12		組合員		事業高		出資金		出資金1人当
		実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)
地域生協 3	2019	220,886	102.4	23,757,378	99.5	8,549,589	104.5	38,706
	2020	225,773	102.2	25,823,713	108.7	9,117,909	106.6	40,385
職域生協 6	2019	165,176	100.4	2,385,376	94.2	2,660,618	105.6	16,108
	2020	165,863	100.4	1,953,409	81.9	2,745,201	103.2	16,551
医療・福祉生協 3	2019	86,363	99.8	3,961,591	99.7	1,278,384	101.1	14,802
	2020	85,574	99.1	3,834,481	96.8	1,328,292	103.9	15,522

# 諸会議・活動日誌

(1) 総会 (2) 理事会

<p><b>総会</b>  <b>第67回通常総会</b> 2020年6月25日(木)            於：生協コープおおいた 2階会議室            出席者 49名(本人出席5名、書面出席43名、委任出席1名)            第1号議案 2019年度活動報告及び決算報告承認の件            第2号議案 2019年度監査報告承認の件            第3号議案 2019年度剰余金処分案承認の件            第4号議案 2020年度活動方針案並びに予算案決定の件            第5号議案 役員報酬決定の件            第6号議案 役員選任の件            第7号議案 議案決議効力発生の件            等、審議・協議</p>	<p><b>第4回理事会</b> 2020年11月27日(金)            於：全労済ソレイユ            ・大分県行政との懇談会について            ・シンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大分」への参加について            ・2019年度「地域消費者フォーラム」への参加について            等、審議・協議</p> <p><b>第5回理事会</b> 2021年1月28日(木)            於：アートホテル大分            ・県連下期会費の決定と納入について            ・大分県労福協60周年記念講演会・レセプションへの参加について            等、審議・協議</p>
<p><b>理事会(主な活動)</b>  <b>第1回理事会</b> 2020年6月25日(木)            於：生協コープおおいた 2階会議室            ・県連代表理事の選定について            ・県連会長及び専務理事の互選について            等、審議・協議</p> <p><b>第2回理事会</b> 2020年7月21日(火)            於：ソレイユ            ・第30回県議会議員との懇談会について            ・「2021年度県行政への要望書」の提出について            ・大分県「ながら見守り活動」への協力について            ・会員生協監事研修会について            ・2020年度役員視察研修について            等、審議・協議</p>	<p><b>第6回理事会</b> 2021年3月17日(水)            於：ソレイユ            ・県連第68回通常総会議案関係について            ・県連役員推薦委員会の委員の選任について            ・大分県消費者問題ネットワーク第15回定期総会への出席について            等、審議・協議</p> <p><b>第7回理事会</b> 2021年5月12日(水)            於：全労済ソレイユ            ・県連役員選任の公告について            ・県連第68回通常総会議案書(第1次案)について            ・県連第68回通常総会の運営について            ・親子で考える平和のつどい、ピースアクションinナガサキの取組について            等、審議・協議</p>
<p><b>第3回理事会</b> 2020年9月16日(水)            於：ソレイユ            ・「令和3年度大分県予算・行政への要望書」の最終確認と提出について            ・2020年度第26回大分県生協大会の開催について            ・第31回スポーツ交流会(ボウリング大会)の開催について            ・2020年度役職員研修会・トップ交流会の開催について            等、審議・協議</p>	<p><b>第8回理事会</b> 2021年6月2日(水)            於：全労済ソレイユ            ・県連第68回通常総会最終議案書について            ・県連第68回通常総会の運営について            等、審議・協議</p>

(3) 監事会

<p><b>第1回監事会</b></p> <p>日時 2020年8月5日(水) 10:00~11:00</p> <p>場所 大分県生活協同組合連合会 事務所</p> <p>出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題</p> <p>1. 監事会議長の選出 監事監査規則第11条により、監事会議長に「江藤 隆康」氏を選出する。</p> <p>2. 特定監事の互選 監事監査規則第12条により、特定監事に「江藤 隆康」氏を互選する。</p> <p>3. 2020年度監査方針および監査計画</p> <p>1) 監査方針</p> <p>①県連行事への積極参加ならびに理事会決議その他における各理事の意思決定の状況を検視し、理事の職務履行について適切に支援する。</p> <p>②決算関係書類およびその付属明細書が、県生協連の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を形成するため、資産・負債・純資産の状況および収益・費用について監査する。</p> <p>③部会活動ならびに県連全体活動を通し、会員生協が相互に交流を深め、県内における生協運動がより活発に行われることを監事の立場から継続支援する。</p> <p>2) 監査計画</p> <p>年間の監査スケジュールとして、連合会監事会という性格上、以下のようにする。</p> <p>第1回監事会 本日</p> <p>第2回監事会 2021年4月末</p> <p>※その他、必要が生じた際は別途招集する。</p>	<p><b>第2回監事会</b></p> <p>日時 2021年4月26日(月) 13:30~14:30</p> <p>場所 大分県生活協同組合連合会 事務局</p> <p>出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題 2020年度決算監査</p>
---	---

(4) 委員会

<p><b>■組織委員会（主な活動）</b></p> <p><b>第1回組織委員会</b>      2020. 7. 2（木）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2020年度「親子で考える平和のつどい、おおいたの戦争遺跡めぐり」の取り組み中止について</li><li>・2020年度「ピースアクションinナガサキ」の参加の中止について</li><li>・大分県より生協県連と連携した広報・啓発活動の要請について</li><li>・機関紙「おおいたの生協・県連だより102号」の原稿のお願いについて</li><li>・折り鶴作成依頼…中止</li></ul> <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p> <p><b>第2回組織委員会</b>      2020.10. 5（月）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2020年度第26回「大分県生協大会」の開催について</li><li>・東日本大震災・福島を忘れない取り組みへの協力</li><li>・2020年度31回スポーツ交流会（ボウリング大会）の開催について</li><li>・2020年度「役職員研修会及びトップ交流会」の開催について</li><li>・大分県委託の「消費者被害防止の広報・啓発チラシ」の作成と送付について</li></ul> <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p> <p><b>第3回組織委員会</b>      2021. 3.10（水）10時～ 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2020年度の取り組みの総括</li><li>・各会員生協の活動状況</li><li>・組織委員会の取り組み総括</li></ul> <p style="text-align: right;">等、協議・意見交換</p>	<p><b>第4回組織委員会</b>      2021. 5. 21（金）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p>
--	--

(5) その他主要会議

4 月	1日	日田市民生協の財政運営に関する協議
	2日	県労福協ニュース編集会議
	3日	大分県アイネス所長他新任あいさつ
	6日	税理士事務所と決算協議
	8日	第5回九州地連運営委員会（中止）
	22日	県連第2回監事会（決算監査）
	23日	労福協第4回理事会（書面）

5 月	13日	県連第2回役員推薦委員会・第7回理事会
	14日	県消団連第1回会議
	21日	県消費者問題ネットワーク第14回通常総会（書面決議）
	25日	大分大学生協通常総代会
	27日	県労福協第11回定期総会・第1回理事会（書面決議）
29日	日田市民生協通常総代会	

6 月	1日	県労福協ニュース編集会議
	2日	グリーンコープ生協おおいた通常総代会
	3日	県連第3回役員推薦委員会・第8回理事会
	9日	大分県学校生協総代会
	9日	大分県職員生協総代会
	13日	大分県高等学校生協総代会
	15日	自治労信販生協総代会
	20日	大分県医療生協総代会
	21日	大分県福祉生協総代会
	23日	生協コープおおいた総代会
	25日	大分県生協連第67回通常総会（書面決議）第1回理事会
	26日	2020年度大分県協同組合協議会事務局会議
27日	大分県勤労者医療生協総代会	

7 月	2日	県生協連第1回組織委員会
	6日	第55回大分県消費生活審議会
	7日	司法書士と登記変更手続き
	8日	大分県消費者問題ネットワーク第1回理事会
	9日	県労福協第2回理事会
	13日	2020年度大分県協同組合協議会委員会（書面）
	14日	県生協連2020年度上期会費の請求書送付
	17日	県社協第1回ボランティア・市民運動センター運営委員会
	21日	県生協連第2回理事
	30日	大分県労働者総合生協総代会
	30日	日生協九州地連日田市民生協経営対策会議（リモート）
	30日	日生協九州地連第1回運営委員会（リモート）
30日	日生協九州地連第1回県連活動推進委員会（リモート）	

8 月	3日	県労福協情報紙編集会議
	5日	県連監事会
	7日	第30回県議会議員との懇談会（9/16）の延期を通知
	17日	県消費者問題ネットワーク第2回理事会
	24日	大分市第1回地球温暖化対策普及啓発部会

9 月	9日	県労福協第3回理事会
	11日	日生協九州地連7月豪雨災害支援募金配分説明会（リモート）
	15日	2020年度版「おおいたの生協」作成
	16日	県連第3回理事会
	27日	県労福協2020年度福祉研修会
30日	日生協九州地連第2回運営委員会・活動推進会議	

10 月	1日	県労福協情報紙155号編集会議
	2日	県消費者団体連絡協議会第2回会議
	5日	県生協連第2回組織委員会
	6日	2021年度大分県予算及び行政執行に関する要望書提出
	7日	県消費者問題ネットワーク第3回理事会
	16日	県協同組合協議会地域貢献活動（神崎海水浴場清掃活動）
	22日	第26回大分県生協大会
	22日	県労福協第4回理事会

11 月	18日	日生協九州地連大規模災害対策連絡会（リモート）
	21日	県生協連第31回スポーツ交流会（ボウリング大会）

12 月	1日	県労福協情報紙156号編集会議
	17日	県消費者問題ネットワーク第4回理事会
	22日	7月豪雨災害義援金大分県へ贈呈
	28日	仕事納め

<b>1</b> <b>月</b>	4日 仕事始め
	28日 2020年度大分県行政との懇談会

<b>2</b> <b>月</b>	2日 コープおおいた人事委員会
	3日 日生協九州地連第4回運営委員会・活動推進会議（リモート）
	17日 県消費者問題ネットワーク第5回理事会
	22日 第2回地球温暖化対策おおいた市民会議全体会
	25日 協同組合協議会九州ブロック県域ラウンドテーブル説明会

<b>3</b> <b>月</b>	5日 第3回大分県消費者団体連絡協議会
	6日 県労福協60周年記念ボウリング大会
	10日 第3回組織委員会
	16日 県連だより105号の発行（会員生協へ着予定）
	17日 県生協連第6回理事会

# 決 算 報 告 書

( 第 67 期 )

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会  
大分市青崎1丁目9番35号



# 貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産の部		負債の部	
普通預金	13,563,939	預り金	60,000
定期預金	5,007,667	未払法人税等	139,400
関係団体出資金	150,000	未払費用	0
		役員退職慰労金引当金	1,500,000
		負債合計	1,699,400
		純資産の部	
		出資金	1,360,000
		法定準備金	1,352,400
		役員退職慰労金積立金	0
		災害対策積立金	1,500,000
		災害見舞積立金	2,000,000
		別途積立金	4,650,000
		会員生協支援積立金	1,000,000
		創立70周年記念事業積立金	2,500,000
		前期繰越利益剰余金	304,707
		当期剰余金	2,355,099
		純資産合計	17,022,206
資産合計	18,721,606	負債・純資産合計	18,721,606

# 2020年度損益計算書

2020年4月1日～2021年3月31日

大分県生活協同組合連合会

## 【収益の部】

科 目	2020年度予算額	2020年度決算額	備 考
県 連 会 費	15,370,500	12,007,930	コロナ禍により下期会費を約336万円減額
県 委 託 費	623,700	623,700	
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	
雑 収 入	100,000	89,815	
収 益 合 計	16,094,200	12,721,445	予算比約 337 万円の減

## 【費用の部】

科 目	2020年度予算額	2020年度決算額	備 考
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	
雑 給	926,000	907,600	
福 利 厚 生 費	20,000	21,298	電子温度計、除菌液他
役員退任慰労金	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	
人 件 費 合 計	4,846,000	4,828,898	予算比約 2 万円の減
教 育 ・ 文 化 費	1,591,000	233,099	県内戦跡巡り、ナガサキ行動の中止
広 報 費	1,358,000	1,196,970	広報誌、HPメンテ、県委託チラシ
研 修 費	980,000	0	コロナ禍により各種研修の中止
調 査 研 究 費	211,000	14,000	防災関係費、監事研修の中止
会 議 費	290,000	367,685	コロナ対策で会場費の増
組 織 活 動 費	70,000	29,760	
県 生 協 大 会 費	150,000	105,704	
旅 費 交 通 費	520,000	424,260	コロナ禍により県外出張の中止
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	
事 務 用 品 費	240,000	244,335	
渉 外 費	1,260,000	147,700	コロナ禍により各種懇親会の中止
通 信 費	260,000	193,574	
地 代 家 賃	480,000	480,000	
租 税 公 課	1,000	436	
雑 費	172,000	176,525	
物 件 費 合 計	9,367,000	5,398,048	予算比約 397 万円の減
費 用 合 計	14,213,000	10,226,946	予算比約 399 万円の減

## 【当期剰余金】

科 目	2020年度予算	2020年度決算額	備 考
税引前当期剰余金	1,881,200	2,494,499	予算比約 61 万円の増
法 人 税 等	500,000	139,400	予算比約 36 万円の減
当 期 剰 余 金	1,381,200	2,355,099	

## 【決算関係書類の付属明細表】

### 1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
生協コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープ生協おおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労大分信販生協	100,000	0	0	100,000
大分県労働者総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
出資金合計	1,360,000	0	0	1,360,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
災害対策積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
災害見舞積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	600,000	400,000	0	1,000,000
創立70周年記念事業積立金	1,000,000	1,500,000	0	2,500,000
合計	12,462,400	1,900,000	0	14,362,400

### 2. 関係団体等出資金

(単位：円)

団 体 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
関係団体 出資金	日本生協連合会	120,000	0	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	0	0	20,000
	九州労働金庫	10,000	0	0	10,000
合計	150,000	0	0	150,000	

### 3. 引当金

(単位：円)

勘 定 科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員退職慰労金引当金	1,200,000	300,000	0	1,500,000
合計	1,200,000	300,000	0	1,500,000

## 【その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項】

### 1. 預金明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	期末損高	当期増加額
九州労働金庫 白杵支店 普通預金 No. 4291727	10,822,738	13,563,939	2,741,201
九州労働金庫 白杵支店 定期預金 No. 7880221	5,007,369	5,007,667	298
合 計	15,830,107	18,571,606	2,741,499

### 2. その他の資産明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
未 収 会 費	18,000	0	18,000	0
前 払 金	0	0	0	0
立 替 金	0	0	0	0
合 計	18,000	0	18,000	0

### 3. 未払法人税等明細書

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	45,400
地 方 法 人 税	4,600
法 人 県 民 税	21,400
法 人 事 業 税	14,300
法 人 市 民 税	53,700
合 計	139,400

### 4. その他負債明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
預 り 金	60,000	240,000	240,000	60,000
仮 受 金	0	43,050	43,050	0
未 払 費 用	0	0	0	0
合 計	60,000	283,050	283,050	60,000

## 2020 年度損益金の処分表

2020 年 4 月 1 日～ 2021 年 3 月 31 日

勘 定 科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,360,000	0	0	<u>1,360,000</u>
利 益 剰 余 金 ( 合 計 )	13,307,107	4,255,099	1,900,000	<u>15,662,206</u>
法 定 準 備 金	1,352,400	0	0	1,352,400
その他利益剰余金 (合計)	11,954,707	4,255,099	1,900,000	<u>14,309,806</u>
災 害 対 策 積 立 金	1,500,000	0	0	1,500,000
災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000	0	0	2,000,000
別 途 積 立 金	4,650,000	0	0	4,650,000
会 員 生 協 支 援 積 立 金	600,000	400,000	0	1,000,000
創 立 70 周 年 記 念 事 業 積 立 金	1,000,000	1,500,000	0	2,500,000
繰 越 利 益 剰 余 金	2,204,707	2,355,099	1,900,000	2,659,806
純 資 産	14,667,107	4,255,099	1,900,000	<u>17,022,206</u>

## 2020 年度大分県生協連合会 会費明細書

(単位：円)

会 員 生 協 名	20年度会費予算	20年度会費実績	差 額	事 由
生協コープおおいた	8,325,700	7,493,130	△ 832,570	下期会費 20% 減額
日 田 市 民 生 協	753,500	678,150	△ 75,350	”
グリーンコープ生協おおいた	1,727,500	1,554,750	△ 172,750	”
大 分 県 学 校 生 協	352,000	176,000	△ 176,000	下期会費全額免除
大 分 県 高 校 生 協	177,300	88,650	△ 88,650	”
大 分 大 学 生 協	475,700	237,850	△ 237,850	”
大分県職員消費生協	245,800	122,900	△ 122,900	”
自治労大分信販生協	373,300	186,650	△ 186,650	”
大分県労働者総合生協	887,200	443,600	△ 443,600	”
大分県勤労者医療生協	773,200	386,600	△ 386,600	”
大 分 県 医 療 生 協	1,111,300	555,650	△ 555,650	”
大 分 県 福 祉 生 協	168,000	84,000	△ 84,000	”
合 計	15,370,500	12,007,930	△ 3,362,570	コロナ禍を考慮

# 2020年度監査報告承認の件

## 監査報告書

2021年4月26日

大分県生活協同組合連合会  
会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康



監事 萩原 潤



私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の理事の職務執行及び決算関係書類について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針並びに監査計画及び職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集並びに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。併せて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務並びにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその付属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

#### (3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項はありません。

以上

## 2020年度剰余金処分(案)承認の件

### 剰余金処分(案)

I 当期末未処分剰余金		<u>2,659,806</u>
(1) 前期繰越剰余金	304,707	
(2) 当期剰余金	2,355,099	
II 剰余金処分量		<u>2,300,000</u>
(1) 創立70周年記念事業積立金	2,300,000	
III 次期繰越剰余金		<u>359,806</u>

(注)次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上のとおり提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博 範

# 2021年度活動方針案並びに予算案決定の件

## I 特徴的な情勢

### 1. 暮らしをめぐる情勢

- ① 日本における新型コロナウイルスの新規感染者数は、2020年秋以降全国的に増加し、変異ウイルス感染も増えており第4波の到来も危惧されています。2021年4月からワクチンの接種が開始されましたが、生産・供給体制の問題もあり、一般に広く普及するのは早くとも2021年後半と予想されています。それまでは、移動制限と集会制限が断続的に実施され、感染防止と経済活動のバランスが模索される、ウィズコロナの暮らしが続きます。
- ② マスクの着用や手洗いの徹底、3密回避、身体的距離の確保、オンラインでの購買・コミュニケーション、テレワークといった「新しい日常」が急速に普及し、定着します。一方でコミュニケーションは依然対面志向が強く、リアルのコミュニケーションの価値が相対的に高まりつつあります。
- ③ 2020年度の実質GDPは戦後最大の下げ幅となり、コロナ前の経済活動水準への回復は早くとも2022年後半と予測され、特に、飲食業、宿泊・観光業、娯楽サービス業、交通・航空業、輸送機器製造業などに大きな影響が出ています。
- ④ 非正規労働者を中心とした雇用調整、新規採用の抑制、早期退職募集等が進められており、完全失業者数は増加を続け、2020年平均で2.8%と11年ぶりに悪化し、2020年平均の有効求人倍率は1.10倍で前年▲0.45%と、オイルショックの影響を受けた1975年ぶりの下げ幅となりました。
- ⑤ 賃金所得は残業代や一時金の減少により低下傾向にあり、消費増税の影響が残る中で、2020年の消費支出は前年▲5.3%と、統計比較が可能な2001年以降で最大の落ち込みとなり、さらなる雇用所得環境の悪化や生活防衛意識の高まりが想定されます。
- ⑥ 雇用所得環境の悪化は、社会的に弱い立場にある人により大きな影響をもたらしており、格差の拡大や社会的孤立・分断の進行が懸念されます。また非正規雇用の比率や飲食・サービス業で働く比率の高い女性にも、より大きな影響が出ており、家事やケア労働の負担が女性に集中する傾向があることも休業・失業を助長しています。

### 2. 社会をめぐる情勢

- ① 新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、あらゆる人々を不安に陥れ、厳しくなる暮らしや社会活動の制限によって不満・ストレスも増大しています。世界では感染症の「震源地」としてアジアにルーツを持つ人々への排斥的な行動が見られ、国内でも感染者や家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別的な言動が問題になるなど、他者への不寛容さが広まりつつあります。
- ② 感染症水際対策等によりグローバルな商品供給網（サプライチェーン）に大きな混乱が生じました。海外生産拠点を分散するとともに、食品・衛生用品などの生活必需品につい

て国内での生産・供給体制を強化する必要が認識されています。グローバルに拡大してきた生産・消費システムは一定国内・地域内回帰が進みます。

- ③ 感染症拡大や首都直下型地震のリスク増大、テレワークの急速な普及状況を踏まえて、効率性重視の都市一極集中型から、安全性・リスク強靱性を重視した地方分散型の社会システムへの移行に関する検討が本格化していきます。ジョブ型雇用の導入やオフィス面積の見直し・分散化など、働き方や組織の在り方の多様化が進むことが想定されます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症は、環境・生態系と人間社会の密接な関係を改めて認識させる機会となりました。コロナ禍からの経済復興において、経済だけを優先させるのではなく、気候変動対策を進め、生態系を守ることで持続可能な社会の構築を目指「グリーン・リカバリー」の考え方が欧州等で政策化されています。
- ⑤ 気候変動の影響もあり、海外では大規模火災が頻発し、国内でも豪雨などの異常気象関連災害が発生しています。感染症対策の視点を組み込んだ災害対応計画が求められています。
- ⑥ 人口減少・少子高齢化のトレンドは変わらず、さらに進行していきます。2019年の出生数は統計開始後初めて90万人を下回りました。未婚・単身世帯が増加し、社会的孤立のリスクが高まっていきます。

### 3. 政治をめぐる情勢

- ① 2020年9月に菅義偉氏が自民党総裁に選出され、第99代首相として安倍内閣を引き継ぐ新内閣が発足しましたが、衆院議員が任期満了を迎える2021年10月21日までに総選挙が実施されます。
- ② 菅政権は、新型コロナウイルスを受けた経済対策に加え、デジタル化の推進とグリーン社会の実現を優先課題と位置付けました。2021年秋までにデジタル庁を創設し、行政のデジタル化やマイナンバーカードの利便性の向上、セキュリティ対策に取り組むとしています。またグリーン社会実現に向け、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする政府目標を打ち出しました。
- ③ 2020年11月の米国大統領選挙では民主党のバイデン氏が当選し、2021年1月20日に第46代大統領に就任しました。社会の対立を煽る政治や自国第一主義的外交に終止符が打たれることとなりますが、新政権には社会的分断の修復や多国間主義に基づく外交政策の立て直しなど、難しい課題が迫られています。
- ④ 核兵器禁止条約は批准国・地域が50に達したことで、2021年1月22日に発効しました。未批准国に対する法的拘束力はありませんが、被爆者をはじめ核兵器廃絶のために活動されてきた方々の努力の結晶であり、今後の取り組みに向けた大きな前進です。
- ⑤ 「強靱かつ持続可能な電気供給体の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（エネルギー供給強靱化法）が成立し、2022年4月から施行されます。国民負担増を抑制しつつ再生可能エネルギーをさらに拡大するための固定価格買取（FIT）制度の改正が含まれます。2021年度から検討が開始される第6次エネルギー基本計画でも再生可能エネルギー構成比の拡大が議論される見通しですが、一方で一部原発の再稼働に向けた動きがあり注視が必要です。
- ⑥ 「第5次男女共同参画基本計画」が2020年末に閣議決定されました。2003年に政府が

掲げた「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%」とする目標は、特に政治・経済分野で改善が進まず、未達成でした。世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数（2019年版）で、日本は153か国中121位と特に政治分野での女性参加が世界最低水準となっています。

- ⑦ 「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）が大企業では2020年6月、中小企業では2022年4月から施行されます。事業主は職場におけるパワハラ防止のため、社内方針の明確化と啓発、相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアといった雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられます。
- ⑧ 同一労働同一賃金を定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立し、大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月に施行されました。事業主は、正社員と非正社員間に不合理な待遇差が認められる場合、その解消に取り組むことが求められます。
- ⑨ 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され2021年4月に施行されました。働く意欲のある高年齢者が活躍できる環境の整備を目的としており、70歳までの就業機会の確保について多様な選択肢を整備し、事業主にいずれかの措置を制度化する努力義務を設ける内容です。
- ⑩ 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が成立し、2021年2月に施行されました。一定規模以上のモール型ネット通販やアプリストア運営会社を対象に、出店者との取引の公平性を高めるように促すことを目的としています。またコロナ禍でネット通販は利用が増える一方、不正な出品の制御が追い付かず、消費者被害につながるケースも発生しており、デジタルプラットフォーム企業を通じた消費者取引の環境整備に向けた検討も進められています。
- ⑪ 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（改正個人情報保護法）が2020年6月に成立し、2022年春ごろの施行に向けて政令やガイドライン等の整備が進められており、個人情報に関する個人の権利の強化とともに、データ利活用のための条件や事業者へのペナルティ、越境データの扱いなどについて規定しています。
- ⑫ 「労働者協同組合法案」が2020年6月に衆議院に提出され、2020年12月の臨時国会において全会一致で可決・成立しました。
- ⑬ 「日本国憲法の改正手続きに関する法律（憲法改正国民投票法）」の改正案について、2020年11月に衆議院憲法審査会で実質的な審議が開始されました。その他の改憲をめぐる動きも含めて、引き続き注視が必要です。
- ⑭ 東京オリンピック・パラリンピックは、2021年7月にウィズコロナのもとで開催する方向で聖火リレーが始まりましたが、感染拡大の状況も踏まえ開催可否はいまだ不透明です。

#### 4. 事業経営にかかわる情勢

- ① 2021年度も感染対策と経済活動のバランスの模索が続きます。内食・中食の相対的増加と在宅生活関連用品の好調は継続するも、2020年度に比べ伸びは鈍化します。
- ② 小売・流通業では暮らしを取り巻く環境が厳しくなる中で価格競争が激化します。宅配市場では、大手スーパーが他社との協業によりネットスーパー事業を拡大してい

るほか、コンビニ、飲食店、モール型EC通販、新興EC、飲食宅配代行など様々な企業が参入しています。

- ③ 店舗でも非接触ニーズの高まりに対応し、オンライン注文商品の受け取りやドライブスルー、買い物代行、キャッシュレス決済、セルフレジなど、消費者の不安を払拭しつつ買い物の体験価値を高めるための様々なサービスの導入が進んでいます。
- ④ あらゆる組織でデジタル変革（DX）が加速的に進行します。ECサイトと実店舗の融合やデータ連携、自動倉庫の導入、AIによる在庫管理や価格設定、コールセンター対応の自動化、働き方改革など、コロナ禍に触発されて様々な企業がICT技術を活用しながら事業変革に取り組んでいます。
- ⑤ 2019年10月の消費税率引き上げに伴う「消費税転嫁対策特別措置法」による総額表示義務猶予の特例が、2021年3月31日で終了し、4月から宅配紙面や店頭等での総額表示対応が求められています。
- ⑥ 2019年度の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベース66%と低迷を続けています。コロナ禍で食料のグローバルなサプライチェーンに混乱が生じたことも踏まえ、国内における食料自給力強化の重要性はこれまでになく高まっています。農業政策をめぐる動向を注視しつつ、生産者との交流・意見交換を重ねながら、国内自給力の向上に貢献していくことが求められます。
- ⑦ 2021年9月に国連食糧システムサミットの開催が予定されています。SDGsの達成に向けた食糧システムの変革の重要性についての国際世論を喚起し、特に5つの重点テーマについて国や自治体、国際機関、民間企業、市民社会、生産者など多様な主体の行動とコミットメントを引き出すことを目的としています。各国内で関係者・団体による対話の場を設け、取り組み事例の交流や議論が行われる予定です。
- ⑧ 「プラスチック資源循環戦略」に基づき2020年7月にレジ袋の有料化が義務化されました。様々な企業がプラスチック使用量の削減・包材見直しや、店舗での量り売りの導入などに取り組んでいます。また、「食品ロス削減推進法」（2019年10月施行）に基づき、フードバンクなどの国や地方自治体、事業者、消費者が連携した食品ロス削減の取り組みが進んでいます。

## II 活動の基調

- ① 国連は2015年にSDGs（持続可能な開発目標17項目）を採択し、日本生協連は2018年の第68回通常総会でコープSDGs行動宣言を採択、全国の生協はSDGsを実現するため、①持続可能な生産と消費のために、商品と暮らしのあり方の見直し、②地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの利用・普及、③世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動の推進、④核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動の推進、⑤ジェンダー平等（男女平等）と多様な人々が共生できる社会づくりの推進、⑥誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりへの参加、⑦健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動の推進の7つの取り組みを進めています。
- ② 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）が発生し、日本も医療及び経済活動において大きな打撃を受け、生協も医療生協や大学生協が大きな影

響を受けました。2021年度は、ワクチンの接種が開始されたものの、変異ウイルスへの対応は未知であり、引き続きウイズコロナの暮らしを余儀なくされています。

- ③ このような中、県生協連は県内12生協の連帯の場として、協同互助の精神に基づき、事業種別生協間の協同・連帯・連携を強化するとともに、県内生協の総合力を発揮し、地域社会を構築している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPO等の諸団体との良好な関係を構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強めていくため、以下の活動を展開します。

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動
4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

### Ⅲ 具体的な活動

#### 1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

- (1) 会員生協の経営状況を理事会で報告し、情報を共有化します。
- (2) 機関誌である「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行し、会員生協へ情報を伝達するとともに、各級議員、県や各自治体、各政党等に配布し、生協活動の広報に努めます。
- (3) 大分県生協大会、会員生協の役職員研修会や監事研修会を開催します。
- (4) 大規模災害と危機管理に備えるために日生協九州地連と連携して取り組みます。
- (5) 県生協連内の各委員会や部会を開催し、情報交換に努めます。

#### 2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

##### (1) 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。
- ② 「消費者力」の向上をめざし、暮らしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を発揮し消費者組織としての意見発信や学習活動に取り組みます。
- ③ 行政等の各種審議会や協議会に参画し、積極的に意見を反映します。

##### (2) 消費者問題への取り組み

- ① 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に

取り組みます。

- ② 県や自治体の各種審議会や協議会に参画して、消費者行政の充実に向けて意見反映していきます。
- ③ 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体であるNPO法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的役割を果たします。
- ④ 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会の事務局を担っており、消費者月間である5月の街頭キャンペーンや地域消費者フォーラム等の活動に積極的に取り組みます。

### (3) 環境・福祉活動の推進

- ① 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参画し、その役割を果たします。
- ② 地域生協の暮らしの助け合い活動や医療・福祉生協の活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

### (4) 平和活動の取り組み

平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会の実現をめざして、日生協が主催するピースアクション in ナガサキに参加するとともに、県生協連独自の平和のつどいの開催等に取り組みます。

## 3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

### (1) 大分県行政との連携強化

- ① 生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換や情報交換を行い、連携を強化していきます。
- ② 10月に次年度県予算編成並びに行政執行に関する意見書を提出し、1月に県生活環境部との意見交換を実施します。
- ③ 県より委託されている詐欺・悪質商法防止啓発事業について、会員生協と協力し、店舗等でのチラシ配布に取り組みます。

### (2) 大分県議会議員との懇談会の開催

今年で30回目となる県議会議員との懇談会を9月頃に開催し、生協としての役割や政策要求、社会的貢献活動への理解と協力を求めています。

### (3) 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の活動に参画し、福祉活動を通して労働団体や福祉団体と幅広く連携していきます。

### (4) 協同組合間の連携

大分県協同組合協議会の一員として、協同組合間活動に関する理解をさらに深め、活動の意義を広く県民に広報するとともに、地域社会への貢献に資する活動に取り組みます。

#### 4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

##### (1) 東日本大震災、福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から10年となります。被災地の復興・復旧活動は進んではいますが、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされている中、国民の関心は薄らいできています。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、これまで福島県産品の購買運動等に取り組み、県生協連も福島県新地町への記念植樹等に取り組んできました。  
今後も、復興・復旧が終わるまで、被災地を支援するとともに「被災地の今を知り伝える～忘れない」取り組みを継続します。

##### (2) 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2020年7月の豪雨は、九州から東北まで9県に大きな被害をもたらし、大分県では日田市・由布市・九重町・玖珠町で死者を含め甚大な被害が発生しました。
- ② 日本生協連及び全国の生協、県生協連加盟の各会員生協も被災地支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動に取り組みました。  
今後も、地震や水害の被災者・避難者の支援活動を継続していきます。

### IV 会員生協の活動

#### 【地域生協の活動】

#### 生活協同組合コープおおいた

##### 1. 商品活動

- ① 「エシカル消費」の学習会を地域で開催し、商品を中心に考える機会にしていきます。
- ② 「種苗法」のメリット・デメリット等の必要な情報提供、「ゲノム編集」の学習会開催を検討します。
- ③ 地域で交流できる生産者との企画を追加し、全体とエリアで交流機会を組み立てます。  
産地・工場視察合同企画を開催し、一人でも参加できる組み立てを追加します。
- ④ 「援農」企画を再構築して提案します。従業員も積極的に参加するよう促していきます。
- ⑤ SDGsの一環であるエシカル消費推進のため、取引先との合同企画を模索します。
- ⑥ HACCP準拠の状態からさらに充実させ、施設・設備等も含めて必要な点を対処します。
- ⑦ ㈱夢ファームおおいたの商品、㈱ハートコープおおいたの商品供給を積極的に行います。

##### 2. 事業活動

- ① 宅配事業は年間1.1万人の仲間づくりを目標とし、カタログ配布枚数の純増1,800名を目指します。
- ② 店舗事業では来店者数・来店頻度減少の歯止め対策を利用分析から実施します。組合員カード提示率65%、カード提示者の供給高割合75%到達に向け取り組みを実施します。

移動店舗販売は前年に引き続き車両は増車せず、コースごとの平均利用額をさらに引き上げ、目標は85,000円／台超過とします。

- ③ 共済事業は宅配事業との情報連携を補完する企画を提案します。店舗での活動はこれまでの活動を継続します。成約の内、70%を新規成約目標とします。また、「はじめてばこ」をお届けした組合員の新規成約率20%を目指します。
- ④ 福祉事業はサービス付き高齢者向け住宅「彩（いろどり）白杵」とその関連事業の連携をより密にし、多くのサービスが提供できるようにしていきます。

### 3. 組合員活動

組合員がより自主・自発的に参加したくなるような整備を行っていきます。研修の場を増やし、企画に関する発想が湧く教育を行っていきます。

### 4. 地域社会貢献活動

- ① 地域包括連携協定未締結の12の自治体とは引き続き協議を継続します。有事の際には社会福祉協議会やNPO法人との連携等、県内ネットワークづくりを検討します。
- ② 社会福祉法人を研究し、子育てを中心に福祉領域や生活困窮者支援の面を合わせて検討します。
- ③ 買い物弱者支援は市町村のニーズによってできることを選別します。コンビニエンスストアとの連携は一旦凍結し、可能性が出てくれば選択肢の一つとします。
- ④ 生活困窮者支援はフードバンクおおいたへの物資提供は、全体の物資量増加を図りつつ、生産者・組合員を含めてコープおおいたで支援が行える規定整備をすすめます。現存の子ども食堂への支援と並行し、自前（団体を別にすることも想定）で出来るやり方の研究をします。

### 5. 復興支援活動

ふくしま復興支援の3つの柱「買い支え」「交流」「情報」は時期と状況を鑑みて、企画や学習会を組み立てます。

## 日田市民生活協同組合

1. 2021年度も新型コロナウイルスの影響を受ける中での事業活動を前提に世の中は今まで以上に激しく、そして大きく変わっていきます。加えて、予期せぬ出来事も数多く発生しており、今はまさに大変動期といえます。

昨年度は、まさに「一寸先は闇」を実感した私たちですが、そんな中にあっても組合員と共によりよい生活・幸せを求めて今年度も事業活動に取り組んでまいります。

若干の改善が見られたとはいえ、いまだ事業的にも厳しい環境にあっても私たちが取り組むべき課題は山積しています。

2. 2021年度のスローガンを『一寸先は光』として、暗闇の中にあっても一筋の光を求め、創造し組合員と共に年度目標達成に向け日々明るく取り組んでまいります。

#### 【2021年度事業達成目標】

1. 地域にあっても組合員に必要とされる店舗・部門・商品。

2. 特販・買い物支援を通して、組合員・地域への貢献。
3. 共済事業を通じて組合員への困った時のお役立ち。

## グリーンコープ生活協同組合おおいた

1. 組合員活動として、以下の5つの柱に取り組んでいきます。
  - (1) 「グリーンコープ運動」を通して、仲間づくりと利用普及を楽しく進めます。
  - (2) 「いのちを育む食べもの運動」で、安心・安全を力強く伝えます。
  - (3) 「環境」・「平和」・「脱原発」運動で、子どもたちの未来をしっかりと守ります。
  - (4) 「住んでいる街を住みたい街に」、グリーンコープの福祉をやわらかく地域に拡げます。
  - (5) 私たちの「お店」と「キープ&ショップ」を全力で応援します。
2. 2020年度は、コロナ禍で例年と大きく違う1年を過ごしました。2021年度もまだまだ予測がつかない状況が続きますが、with コロナ、after コロナの中で、非接触型の加入受付も積極的に取り入れ、新たな展開で安心して加入・利用できるグリーンコープを目指します。
3. オンラインでの学習会が広がる中、直接的には参加できなかった新しい層の参加につながっています。そうした新しい手法と、安全対策を施した上での可能な範囲での直接的な交流会・学習会も活用し、2020年度の大きなテーマであった「ゲノム編集」「種子法」などの学習と食の安全を守る取組、託送料金訴訟も含めた脱原発の取組など、グリーンコープの運動を継続して広げ、進めていきます。
4. 誰もが安心して暮らせる地域の拠り所としての存在を高めるとともに、里親制度の広報活動、子育て支援など、社会的責任を積極的に担い広く案内していきます。2021年度は、自治体とも相互に協力し、社会のひずみにおかれ食事でもできない子どもたちの支援を進めます。さらに、近年多発・甚大化する自然災害にも備え、万一の支えとして活動できるよう準備を整えていきます。
5. 2021年度は、コロナ禍による供給のアップに伴った経営改善をさらに進め、経営基盤の一段の強化につなげます。単年度での安定した黒字経営をめざし、その為に、新たな組合員の加入推進はもちろん、加入いただいた組合員に末永く利用いただくことによる事業拡大と、既存の組合員を基本とした供給拡大を進めていきます。

## 【職域生協の活動】

### 大分県学校生活協同組合

2021年度は、第19次中期計画3ヶ年計画（2019～2021年度）の最終年度となりますが、2020年度の進捗状況を検証し、新型コロナウイルス感染拡大を見据えた「安全・安心で豊かな暮らしの提供、事業の改革・改善及び経営・財務基盤の確立、地域社会に貢献できる生協」を目指し、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

1. コンプライアンスに則った学校生協の運営と組織の活性化を進めます。
  - ① コンプライアンスに則った機関運営をさらに進めます。
  - ② 内部統制の確立に向け規則・規定類の整備を行います。
  - ③ 法改正・制度改正（新会計基準への対応等）に適正に対処します。
  - ④ 新採用者を中心とした現職教職員の加入促進に取り組みます。  
また、臨時教職員の組織化に向けた整備を進めます。
  - ⑤ 退職者の継続加入と定期的に退職組合員の確認を行います。
  - ⑥ 組合員に対し学校生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させます。  
また、組合員活動（産地交流会、商品委員会等）の見直しを図ります。
  - ⑦ 学校現場における働き方改革の影響を注視しながら生協係との連携強化を図ります。
2. 経営数値の改善を図るとともに経営組織に貢献できる人材を育成します。
  - ① 経営経費の削減を含めた内容の精査を行います。
  - ② 経営基盤の強化並びに組合員還元ができる経営構造の改善に取り組みます。
  - ③ 基幹システムの有効活用（開発・改善）を図ります。
  - ④ 新会計基準に準拠した事業・会計処理を行います。
  - ⑤ 次世代を担う職員の力量アップと意識改革に努めます。
  - ⑥ B C Pの策定を進めます。
3. 組合員の視点に立った供給事業の再構築により供給事業の減少に歯止めをかけ、事業剰余金での継続した黒字をめざします。
  - ① 事業体として事業剰余で黒字確保できるよう不採算事業は抜本的に見直します。
  - ② 若年層に向けた企画や事業の開発に取り組みます。
  - ③ 組合員を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染拡大による新しい生活様式や「働き方改革」）に対応した利用促進対策を進めます。
  - ④ 組合員の生活をサポートできる指定店・サービス事業の充実・拡大に努めます。
  - ⑤ 連帯・連携による事業の効率化と拡大を図ります。
4. 教職員を取り巻く関連団体との協同と連帯・連携を推進し、組合員の生活を総合的にサポートし、地域社会に貢献できる事業・活動を行います。
  - ① 全国学校生協・九州地区学校生協間の情報交換と新規事業活動に積極的に取り組みます。
  - ② 教職員共済生協をはじめとした教育関係福利厚生団体との連携をより一層強化します。
  - ③ 平和・環境・くらしを守る運動に積極的に参加します。
  - ④ 防災及び災害援助に積極的に取り組みます。
  - ⑤ S D G s 理解し、その達成に向けて学校生協としてできることを研究します。

## 大分県高等学校生活協同組合

### 1. 組織活動

学校訪問や生協委員会等を利用して、新採用者をはじめ過年度採用者の未加入者に対して、積極的に新規加入に取り組みます。今年度の退職者に対して、年内から継続利用をお願いし、

脱退者の減少に努めます。10月・11月に出資金増資運動を行い、組合員の協力により出資金の増額と1人当たりの出資金の増額に取り組みます。

## 2. 供給活動

年3回の共同購入（強化月間）の案内（チラシ等）に力を入れ、利用者数・利用高の増加に取り組みます。県内職域生協と共同で地産地消の県産品愛用運動に積極的に取り組みます。独自企画（回覧企画）の食料品（ハム・果実等）の組合員への周知と新しい商品開発により、毎月の利用者数・利用高の増加に取り組みます。

## 3. 経営活動

コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努め、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。組合員数の増加に取り組み、事業活動の活性化により利用者数・利用高の増加を図ります。新型コロナウイルスの感染拡大により社会生活が厳しい状況ではありますが、事業経費の削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。

# 大分大学生生活協同組合

## 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き大きく事業環境が変化します。

4月から前期授業が始まったとはいえ、依然として第4波が猛威を振るい、オンライン授業や諸活動の自粛が続くことによって、事業活動に及ぼす影響は2021年度も続くと見られます。

コロナ禍でも組合員の学びや暮らしを支える事業活動を継続し、大学との協力関係を築きながら魅力あるキャンパスライフづくりや学生・教職員の暮らしに役立つ生協事業を目指します。

## 2. 組合員の皆さんに支持されるお店づくりを全職員で考えて取り組んでいきます。

### <重点課題>

- (1) 感染症対策は経営対策と考え、組合員だけでなく従業員間でも感染対策に取り組みます。
- (2) 組合員の期待に応えられるお店づくりの基礎力、人材の維持、学習に取り組みます。
- (3) アフターコロナを見据えた事業の再構築を進めます。

### <具体的課題>

- ① 生協支持のバロメーターとしての来店数、出席率の伸長、向上を図ります。
- ② パソコン必携化に対応した新生サポートを強化します。
- ③ 効率化、効果的な新学期事業の構築を進めます。
- ④ 厳しい競争関係の中での住まい事業の生協らしさを追求します。
- ⑤ 新しい組合員ニーズの開拓を進めます。
- ⑥ 学生の組織活動を強化します。
- ⑦ 組合員への分かりやすい広報宣伝を進めます。

## 3. 2021年度予算案

供給高は6億8,424万円（対前年+6%）とし、まずは来店数の回復を目指します。

人件費及び物件費は引き続き抑制しながら、経常剰余は▲47万円（対前年▲64万円）を死守して±0を目指し、累積赤字拡大の歯止めとします。

## 大分県職員消費生活協同組合

2021年度は、引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、共同購入・商品あっせん事業をはじめとする既存事業の充実や手数料増加のための新規指定店・新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。

安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと、次期中期経営計画の策定準備を進め、黒字化に向けて取り組みます。

## 自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2021年度は、第4次中期事業計画の2年次として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協OCカードの利用促進、葬祭・住宅事業の斡旋、各種保険事業等を推進し、2021年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。
3. 組織面では、引き続き各単組の生協事業推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

## 大分県労働者総合生活協同組合

### 1. 住宅事業

- ① 2021年度は、別府市「新別府」、大分市「あすみの丘」1区画、「津守」2区画の分譲住宅の販売を主に、外部注文住宅の受注を目指します。
- ② リフォーム事業は、関係団体の広報誌での周知や教宣チラシ及び既リフォーム者からの紹介に対し、信頼施工をモットーに迅速な対応を行います。
- ③ 賃貸事業では、特に、好評いただいている総合生協中央パーキングプリペイドカード(10,000円券を7,400円、5,000円券を4,300円)の販売促進、リピーターの利用促進に努めます。

### 2. 旅行事業

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、組合員への安定的な旅行サービスを提供するために大手旅行社との提携を強め、組合員・協力団体のニーズに合った商品提供や、出張チケット対応の諸問題を解決し、各労組行事の受注拡大を図ります。
- ② また、2020年度に引き続き、新規団体顧客の獲得を重点課題として、新規団体紹介の特典をアピールし、事業の拡大を図ります。

## 【医療・福祉生協の活動】

## 大分県勤労者医療生活協同組合

1. 2021年度も新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、事業運営に大きな影響があると思

いますが、恐れず、警戒を怠らないよう万全の体制を構築し、院内感染が発生しないよう努めていきます。

2. 患者さんや利用者の皆さんに大変ご迷惑をおかけしている状況ですが、安心して来られるように努めてまいります。ワクチン接種により日常の生活が営まれる時期が早く来ることを願っています。
3. またしても政府の緊急事態宣言の発動により、厳しい状況は変わりません。そんな時でも、医療・介護専門職の確保に努め、事業の安定した診療とサービスの提供できる体制を図ります。関係団体と連携し、情報の提供に努め組織の強化各状に取り組みます。  
そして、医療生協の経営安定に努め、経営改善を目指します。

## 大分県医療生活協同組合

大分県医療生協の地域包括ケアを事業と運動で推進します。

1. フレイル予防、栄養・運動・社会参加の取り組みを進めます。
  - ① スクエアステップの取り組みをさらに広げ、健康づくりの活動の柱として広く展開します。
  - ② 小規模のウォークイベントを数か所で開催し、多くの人が参加しやすい健康づくりイベントを目指します。
  - ③ 居場所づくり（班会、子ども食堂、各種教室）に取り組みます。
  - ④ オンラインやSNSを活用し、健康づくりに役立つ情報をより広く組合員と共有します。
2. 医療生協の事業と運動で繋がり、組織を拡大して、暮らしとまちづくりに貢献します。
3. 地域の「困った」を拾い上げ、ささえあい活動に取り組みます。
  - ① 「ささえあいシート」の受付を通じ、困りごとの相談対応50件以上を目指します。
  - ② 各支部で「なんでも相談会」の開催や組合員訪問を行い、地域の「困った」の拾い上げに積極的に取り組みます。
  - ③ 組合員と職員が参加する「地域包括ケアカンファレンス」を開催し、一人の「困った」の共有と検討を行い、暮らしやすい地域を目指します。
  - ④ ささえあい活動の理解を深めるため「ささえあい講座」を開催し、コーディネーターを10名育成します。
4. 受療権を守り、暮らしと平和、憲法9条・25条を活かす取り組みを進めます。
  - ① 暮らしと平和を守るための学習会や各種署名活動に取り組みます。
  - ② 社会保障の改善・充実を求める活動を多くの団体と協力して取り組みます。
  - ③ 沖縄に連帯して辺野古への新基地建設阻止の運動に取り組みます。
  - ④ 核兵器廃絶に向けた運動に積極的に取り組みます。
5. 自分らしく生きることの支援を進めます。
  - ① 新型コロナウイルス感染症により生活様式が大きく変わった今だからこそ、自分らしく生きることについて改めて考えられるよう、「ライフデザインノート」の普及を進めます。
  - ② 「いのちの章典」の学習・実践に取り組みます。

地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。  
2021年度は累積赤字の解消の第3年度であり、実行できる事業経営を行います。  
気軽に集まれる居場所づくりや、新型コロナの感染対策に力を入れます。

1. デイサービス事業と給食事業を中心に事業を展開します。  
通所介護事業（デイサービス）をさらに内容を豊かにし発展させます。  
地域に頼られるデイサービス、地域の人が集うデイサービスをめざします。
2. 「給食事業」を事業経営の大黒柱であり、食の内容の充実に努力します。
3. 組合員加入者100人に取り組み、三重町地区に生協支部づくりに取り組みます。
4. 共同して事業展開に取り組んでいる、医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から情報の発信をホームページで行う予定です。
5. 第12回「ニコニコ生活村祭り」を開催予定です。
6. 野津地域の公民館と協力して実施している健康教室を今年度も継続します。  
今年度は三重町地区での開催を増やします。
7. 高齢者スポーツであるゲートボールやグランドゴルフの開催を支援します。

# 2021年度収支予算書

2021年4月1日～2022年3月31日

大分県生活協同組合連合会

## 【収益の部】

科 目	2020年度予算額	2020年度決算額	2021年度予算額	前年予算比
県連会費	15,370,500	12,007,930	15,846,900	103.1%
県委託費	623,700	623,700	623,700	100.0%
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	0	
雑収入	100,000	89,815	90,000	90.0%
収益合計	16,094,200	12,721,445	16,560,600	102.9%

## 【費用の部】

科 目	2020年度予算額	2020年度決算額	2021年度予算額	前年予算比
役員報酬	3,600,000	3,600,000	3,600,000	100.0%
雑給	926,000	907,600	1,080,000	116.6%
福利厚生費	20,000	21,298	50,000	250.0%
役員退任慰労金	0	0	60,000	—
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	300,000	100.0%
人件費合計	4,846,000	4,828,898	5,090,000	103.8%
教育・文化費	1,591,000	233,099	1,696,000	106.6%
広報費	1,358,000	1,196,970	1,358,000	100.0%
研修費	980,000	0	1,700,000	173.5%
調査研究費	211,000	14,000	220,000	104.3%
会議費	290,000	367,685	412,000	142.1%
組織活動費	70,000	29,760	70,000	100.0%
県生協大会費	150,000	105,704	190,000	126.7%
旅費交通費	520,000	424,260	650,000	125.0%
諸会費	1,784,000	1,784,000	1,784,000	100.0%
事務用品費	240,000	244,335	240,000	100.0%
渉外費	1,260,000	147,700	1,250,000	99.2%
通信費	260,000	193,574	232,000	89.2%
地代家賃	480,000	480,000	480,000	100.0%
租税公課	1,000	436	1,000	100.0%
雑費	172,000	176,525	200,000	116.3%
寄付金	0	0	200,000	—
物件費合計	9,367,000	5,398,048	10,683,000	114.0%
費用合計	14,213,000	10,226,946	15,773,000	110.6%

## 【当期剰余金】

科 目	2020年度予算額	2020年度決算額	2021年度予算額	前年予算比
税引前当期剰余金	1,881,200	2,494,499	787,600	45.1%
法人税等	500,000	139,400	230,000	50.0%
当期剰余金	1,381,200	2,355,099	557,600	43.3%



## 定 款 変 更 の 件

- ① 会社法の一部改正が施行され、それに伴い消費生活協同組合法の決算関係書類等に係る規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されます。

また、消費生活協同組合模範定款例の「役員の責任」(第25条第10項(1)イ)では、「法第31条の7」の条番号を引用していることから同様に改正されます。

- ② このため、大分県生活協同組合連合会の定款第25条第10項(1)イも以下の通り変更することとします。

ただし、今回の定款変更は、関係法の規定の整理に基づく事案であり、内容の実質的な変更ではないことを踏まえ、総会の議決後に通常行う「行政庁への定款変更の申請」及び「行政庁からの定款変更認可」は割愛され、変更後の定款全文を行政庁へメールで提出することで届け出があったものとみなされます。

### 【定款変更の新旧対照表】

新	旧
(役員 <span>の</span> 責任) 第 25 条 1～9 (略) 10 (略) (1) 理事 次に掲げる行為 イ <u>法第31条の9</u> 第1項及び第2項 の規定により作成すべきものに 記載し、(略)	(役員 <span>の</span> 責任) 第 25 条 1～9 (略) 10 (略) (1) 理事 次に掲げる行為 イ <u>法第31条の7</u> 第1項及び第2項 の規定により作成すべきものに記載 し、(略)



## 役員報酬決定の件

2021年度の役員報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願います。

理事の報酬	総額	3,600,000円以内
-------	----	--------------



## 役員選任補充の件

任期中の理事1名より辞任の申し出がありましたので、定款第22条（役員補充）及び役員選任規約第10条（役員補充）に基づき、役員補充を行います。

### 1. 理事辞任者

役職名	氏名	会員生協の役職名
理事	橋本敏雄	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事

### 2. 理事選任候補者

区分	氏名・生年月日	略歴・現職	
分野区分	塩月裕市 1968年10月17日生	2018. 4. 1	連合大分副事務局長
		2021. 4. 1	大分県勤労者医療生協常務理事
		2021. 6. 26	大分県勤労者医療生協専務理事



## 役員退任慰労金の件

役員退任に伴い、役員報酬及び退職慰労金に関する規則第11条（非常勤役員退任慰労金）に基づき支給することについて、理事会に一任願います。



## 議案決議効力発生の特

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。



## 2021年度 活動スケジュール (2021年7月～12月) (案)

(2021年)

	7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		
1	木		日		水	第2回組織委員会	金		月		水	③地連運営委・活動推進委	1
2	金	第1回組織委員会	月		木		土		火		木		2
3	土		火	①地連運営委、活動推進委	金		日		水	文化の日	金	第3回組織委員会	3
4	日		水		土		月		木		土		4
5	月		木		日		火		金		日		5
6	火		金		月		水		土		月		6
7	水		土	ピースアクションinナガサキ	火		木		日		火		7
8	木		日	山の日	水		金	役員視察研修	月		水		8
9	金		月	// 振休	木		土	//	火		木		9
10	土		火		金		日	//	水		金		10
11	日		水		土		月		木		土		11
12	月		木		日		火		金		日		12
13	火		金		月		水		土		月		13
14	水		土		火		木	監事研修会	日		火		14
15	木		日		水	第2回理事会・県議との懇談会予定	金		月		水		15
16	金		月		木		土		火		木		16
17	土		火		金		日		水	第3回理事会	金		17
18	日		水		土		月		木		土		18
19	月		木		日		火		金		日		19
20	火	第1回理事会	金		月	敬老の日	水	生協大会(役員研修会)	土	ボウリング大会	月		20
21	水		土		火		木		日		火		21
22	木	海の日	日		水		金		月		水		22
23	金	スポーツの日	月		木	秋分の日	土		火	勤労感謝の日	木		23
24	土		火		金		日		水		金		24
25	日		水		土		月		木		土		25
26	月		木		日		火		金		日		26
27	火		金		月		水		土		月		27
28	水		土		火		木		日		火	仕事納め	28
29	木	総合生協総代会	日		水	②地連運営委員会・活動推進会議	金		月		水		29
30	金		月		木		土		火		木		30
31	土	平和のつどい	火				日				金		31

## 2021年度 活動スケジュール (2022年1月～6月) 予定

(2022年)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	
1	土 元旦	火	火	金	日	水	1
2	日	水 ④地連運営委、活動推進委	水	土	月	木	2
3	月	木	木	日	火 憲法記念日	金 第7回理事会	3
4	火 仕事始め	金	金	月	水 みどりの日	土	4
5	水	土	土	火	木 こどもの日	日	5
6	木	日	日	水	金	月	6
7	金	月	月	木	土	火	7
8	土	火	火	金	日	水	8
9	日	水	水	土	月	木	9
10	月 成人の日	木	木	日	火	金	10
11	火	金 建国記念の日	金	月	水	土	11
12	水	土	土	火	木	日	12
13	木	日	日	水	金	月	13
14	金	月	月	木	土	火	14
15	土	火	火	金	日	水	15
16	日	水	水	土	月	木	16
17	月	木	木 第5回理事会	日	火	金	17
18	火	金	金	月	水 第6回理事会	土	18
19	水	土	土	火	木	日	19
20	木	日	日	水	金	月	20
21	金	月	月 春分の日	木	土	火	21
22	土	火	火	金	日	水	22
23	日	水 天皇誕生日	水	土	月	木	23
24	月	木	木	日	火	金	24
25	火	金	金	月	水	土	25
26	水 第4回理事会、行政懇談会 予定	土	土	火	木	日	26
27	木	日	日	水	金	月	27
28	金	月	月	木	土	火 第69回通常総会予定	28
29	土	△	火	金 昭和の日	日	水	29
30	日		水 ⑤地連運営委、総会議案検討会議	土	月	木	30
31	月		木	火	火	日	31



「資料」

「2021年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2020年10月6日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2020年12月24日

2021年度要望事項	回 答
<p>1 SDGsの取り組みと県民への周知について要望します。</p> <p>SDGsは目標年まで残すところ10年となり、目標達成に向けては多くの県民の理解が重要です。</p> <p>県行政をはじめとして、事業者、市民団体、学校教育の場など、あらゆる機会をとらえ意識啓発・周知に取り組むことを要望します。</p>	<p>誰一人取り残さないというSDGsの理念は、県が進める安心・活力・発展プラン2015の取り組みと軌を一にするものであることから、プランに掲げた施策を着実に推進することで、SDGsの理念の共有を図ることができ、県民への周知が進むものと考えています。</p> <p>こうしたことから、令和2年3月に見直しを行ったプラン2015では、計画の中の各施策とSDGsの17の目標との関連をわかりやすく整理したところです。</p> <p>今年度は、プランやSDGsの考え方について、県内各地で市町村や関係機関、県民に対する説明会を行い、周知を図っています。</p> <p>また、民間団体等と連携したSDGsに関するフォーラムの開催や、学校教育の場でも教科や総合的な学習の時間などの様々な学びの場面においてESD(持続可能な開発のための教育)の実践・普及に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、あらゆる機会をとらえ、意識啓発・周知を図ってまいります。 (所管課：政策企画課)</p>
<p>2 消費者行政の充実・強化について要望します。</p>	<p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>(1) 大分県の消費者行政を推進し、県民の消費生活の安定と向上のための「第3次大分県消費者基本計画」は今年度が最終年度となります。第3次計画の総括及び次期計画については審議会等で論議されていると存じますが、現在の状況を報告いただくとともに、次期基本計画の中で県生協連をはじめ消費者団体として協力できる事項について提示いただくことを要望します。</p> <p>(2) 政府は、この間、地方消費者行政の交付金制度を変更し削減するとともに地方自主財源化を推進しようとしています。全国では地方消費者行政強化交付金の削減に反対する意見が多く上がっています。大分県も交付金の拡充に向け引き続き全国知事会等に働きかけることを要望します。</p> <p>(3) 消費生活相談員は、大分市以外の市町村では人員が不足しています。消費者行政の中核を担う消費生活相談員の確保は喫緊の課題であり、引き続き消費生活相談員資格取得に向けた講座や講習会の開催を要望します。また、消費生活相談員の処遇改善に向けた諸施策の実施を要望します。</p> <p>(4) 消費者教育推進に向け、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動ができるよう、引き続き消費者団体等への活動支援を要望します。特に、若年層への対応について、教育機関等と連携し、学校教育における消費者教育の充実・強化を要望します。</p>	<p>(1) 「大分県消費者基本計画」の推進にあたっては、貴連合会をはじめ、関係団体に御協力をいただき、着実な成果を上げていただいております。今年度は第3次計画の最終年度になりますので、その成果の検証や社会経済情勢の変化を踏まえて、次期計画の策定作業を行っているところです。</p> <p>次期計画につきましては、11月に消費生活審議会において素案について議論していただき、現在、パブリックコメントを実施しており、今後は、1月開催の消費生活審議会を経て、成案を3月に公表することとしています。</p> <p>生活協同組合の皆様には、エシカル消費の普及啓発や食育の推進、脱炭素社会づくりに向けた取り組みの推進、食品ロス・プラごみの削減、さらには、買い物弱者支援、災害時・緊急時の支援など、幅広い御協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 地方消費者行政強化交付金の令和3年度当初予算案については、一体として編成された令和2年度第3次補正予算案との合計で24億円が閣議決定されましたが、これは、令和2年度当初予算(20億円)を上回るものとなっています。県といたしましても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めてまいります。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、引き続き全国知事会に対して働きかけを行ってまいります。</p> <p>(3) 消費生活相談員は、消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質の向上は喫緊の課題であることから、相談員の養成講座や相談員の資質向上の研修事業については、引き続き実施してまいります。</p> <p>また、消費生活相談員の処遇改善については、今年度から地方公務員法の改正により一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことの趣旨を踏まえ、市町村に対して消費生活相談員の処遇改善について働きかけてまいります。</p> <p>(4) これまでも「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成を目指して、国、市町村、県及び市町村教育委員会、関係団体等と連携して幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育を推進しております。特に、2022年度より成年年齢が引き下げられることによる若年者の消費者被害を防止するため、高校をはじめとする学校教育における消費者教育の充実・強化に取り組んでまいります。</p>

2021年度要望事項	回 答
<p>(5) プラスチックごみによる海洋汚染などの海の環境は危機的状況に陥っています。プラスチックごみの環境等への影響を低減させるため、使用量の削減（マイバック運動等）、リサイクルの徹底、不法投棄の防止等について事業者及び県民への啓発を行うことを要望します。</p> <p>(6) 適格消費者団体である特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動を行っています。消費者庁の要請により今年度から事務所を独立したことや、今後の体制の充実に向けて財政基盤の拡充が必要となります。これまでも消費者関連事業の委託等をいただいておりますが、引き続き支援の強化を要望します。</p>	<p>(5) プラスチックの使用量の削減に向けては、マイバックやマイボトルの使用を呼びかけるとともに、プラスチック代替品の導入促進等に取り組みます。 リサイクルについては、プラスチック製容器包装のリサイクル率を上げるため、会議等の機会を捉えて、分別収集を行っていない市町村へ分別収集の実施を働きかけているところです。 また、不法投棄の防止については、監視員が県内を巡回監視、指導に当たっているほか、毎年、新聞やテレビのスポット広告を利用して不法投棄の違法性等の周知を行っています。 今後も引き続き県民や事業者へ向け啓発を行ってまいります。 (所管課：うつくし作戦推進課・循環社会推進課)</p> <p>(6) 大分県消費者問題ネットワークは、消費者問題に関する高い専門性を有する団体であり、これまでも広く県民に対しての消費関連の法令周知の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上といった研修事業を委託するなど、県としても支援していきたいところです。 今後も引き続き連携して事業を実施していきたいと考えております。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>3 食の安全・安心、食品ロス削減の推進について要望します。</p> <p>食の安全・安心の充実及び食品ロス削減推進に向け、引き続き、次の事項について要望します。</p>	<p>(所管課：食品・生活衛生課)</p>
<p>(1) 毎年のように食の安全を揺るがす事件事故が発生しています。また、消費者は異物混入の報道など過度の不安を感じる場合があります。消費者への食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報提供を高め、冷静に受け止め対応できるよう普段のリスクコミュニケーションを図っていただくよう要望します。 同時に、食品事故の発生抑制と拡散防止のため食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう要望します。</p> <p>(2) 食品衛生管理の国際基準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。</p> <p>(3) 食の安全や食育、食品ロス削減に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。</p> <p>① 学校教育において、食の安全や食育、エシカル消費に関して多角的に学べる工夫を行うこと。</p>	<p>(1) 県では、消費者への正しい知識の提供のため県ホームページ、フェイスブック、安全・安心メールを活用して食品による危害発生防止や食中毒予防の情報提供を行っています。一方、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて食の安全確保対策の情報についてリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。 リスクマネジメントの充実につきましては、平成30年度策定した第5次大分県食品安全行動計画に基づき食の安全の確保を推進していくとともに、国や他の自治体等関係機関との広域連携協議会を通じて広域的な食中毒事案への対策の強化を図ります。</p> <p>(2) HACCPの導入に対する取り組みとして、令和元年度から保健所職員による個別相談や県内各地でワークショップ型セミナーを開催しています。その場でHACCPに必要な衛生管理計画を作成していただき、不明な内容はその場で解決できるようにするなど、中小零細事業者を含め丁寧に指導しています。 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期に予定していた講習会が中止・延期されることもありましたが、9月以降は3密を避けるために少人数にして開催回数を増やしたり、インターネットを利用したHACCP導入システムの支援を進めています。 令和3年6月までに中小零細事業者を含む全事業者がHACCPを導入できるよう、引き続き支援していきます。</p> <p>(3) ① 学校では、食の安全や食を選択する能力、感謝の心など、食育に関する内容について、家庭科の時間はもとより、体育科（保健領域）、社会科、特別活動等、学校教育活動全体を通じて実施しています。 県教育委員会では、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施し、安全な学校給食の提供や食育の充実に向けて取り組んでいます。 引き続き、食の安全や食育が推進されるよう、市町村教育委員会等に対し働きかけを行うとともに、食品ロスを減らす取り組みを紹介するなど、研修内容の工夫を図ってまいります。 (所管課：体育保健課)</p>

2021年度要望事項	回 答
<p>② 食育推進計画に基づく食育を充実させるために、県の伝承料理を大切にしている取り組みや食の体験、食育サポーターの養成など食育推進を強化すること。</p> <p>③ 食品ロス削減推進法に基づく「大分県食品ロス削減推進計画」の内容や10月の食品ロス削減月間等の効果的な啓発等に取り組むこと。</p>	<p>② 県は、第3期大分県食育推進計画に基づき、健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり・活力ある地域づくりを目指し、県民一人ひとりが「食育の6つの力」を身につけていくことを目標としています。6つの力の中には、「地域の食文化を生かした料理ができる力」や農業体験を通じて得られる「食べ物のいのちを感じる力」などがあります。郷土料理の承継として、シェフによる6地域の郷土料理講座を開催しレシピを冊子にするなどの取り組みを行いました。</p> <p>また、現在、106の個人・団体の食育指導者・実践者を「食育人材バンク」に登録しており、食育活動を行う団体等に積極的に派遣しています（令和元年度派遣実績86回）。</p> <p>今後も、人材バンク登録者による県産食材を活用した郷土料理教室を実施するほか、農林漁業体験等の地域交流を促進し、生産者の活動への理解を深めることができる食育を推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>③ 国の食品ロス削減に関する基本方針を踏まえ、県の食品ロス削減推進計画を策定中であり、発生抑制の推進や未利用食品等の有効活用など、消費者、事業者、行政等が連携して、食品ロス削減に取り組むこととしています。</p> <p>食品ロス削減月間である10月には、消費・賞味期限切れ間近な商品の購入を促す「GOOD CHOICEで食品ロスゼロキャンペーン」を実施するとともに、家庭からの食品ロスをなくすため、毎月10日と30日に冷蔵庫をチェックする「冷蔵庫スッキリ大作戦」の取り組みを行っています。今後も、消費者団体、事業者等の協力をいただきながら効果的な啓発活動等に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：うつくし作戦推進課)</p>
<p>(4) 大分県内の食料自給率の向上に向けて、以下の事項を要望します。</p> <p>① 県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用など積極的に推進すること。</p> <p>② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。</p> <p>③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。</p> <p>④ 主要農作物種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。</p>	<p>① 県ではファーマーズスクールの設置や経営拡大に向けた生産施設への助成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。また、地産地消を推進し、地域農業を活性化させるため、地産地消の拠点となっている直売所の魅力向上のための新商品開発や店舗レイアウト変更などへの支援を行っています。また、コロナ禍で影響を受けた県産食材の消費拡大を図るため、Go To Eat キャンペーン期間中に県産食材を使用した料理を提供する「とよの食彩愛用店」を対象に地産地消スタンプラリーを開催するなど、県産農林水産物の県内消費拡大を推進しています。</p> <p>遊休農地については、その拡大防止に向けて、担い手への農地の集積・集約化や企業参入による活用を促進するとともに、飼料用米栽培マニュアルを作成し、収量向上に向けた技術指導を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：地域農業振興課／新規就業・経営体支援課／農地活用・集落営農課)</p> <p>② 学校給食において、夏と秋に生産者と消費者が一体となって地産地消を進める「おおいた地産地消キャンペーン」や11月の大分県産食材の積極的な活動などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。</p> <p>また、県産農林水産物の利用促進に向けて、学校に供給食材と価格を提示し、受注・発送する仕組みを民間事業者に委託して整備しています。</p> <p>なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で消費が落ち込んだおおいた和牛や養殖ヒラメ等を県内の全小中学校に提供する取り組みを行っています。</p> <p>今後も、流通業者や生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取り組みを継続していきます。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：体育保健課／地域農業振興課)</p> <p>③ 県では、地産地消の推進のため、県民に県産品をPRする様々な取り組みを行っています。まず、県産品の県内での消費拡大に向けて露地かぼすや白ねぎ等の「旬入り宣言」を行うほか、毎月第4金曜日を県産魚の日と定めるなど、市場や小売店と連携した取り組みを行っています。また、若い世代に地産地消に関心を持ってもらうため、コンビニでの販売を前提に、県内の高校生、大学生、専門学校生から県産食材を使用したおにぎりやベーカリーを募集する「次世代応援地産地消商品開発コンテスト」を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：地域農業振興課)</p> <p>④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識しています。そのため、法に代わる県の実情等を整備し、優良な種子を生産者へ円滑に供給できる体制を整えていきます。</p> <p style="text-align: right;">(所管課：農地活用・集落営農課)</p>

2021年度要望事項	回 答
<p>4 生活協同組合の育成・強化について要望します。</p> <p>生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすとともに、一層地域社会への貢献ができる組織であり、これからもその役割を果たさなければなりません。</p> <p>さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めています。生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながります。</p> <p>今後とも引き続き生協に対し連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。</p>	<p>消費生活協同組合は、県内に57万人を超える組合員を有し、その組合員の草の根的なネットワークにより、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携しているところです。消費者行政において消費生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や消費者被害防止のための啓発リーフレットの配布など連携して取り組んでいます。</p> <p>また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県の事業の広報にもご協力をいただいているところです。</p> <p>今後とも、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと考えています。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>5 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。</p> <p>3年前の熊本・大分地震、一昨年の九州北部豪雨、昨年の西日本豪雨、今年の「令和2年7月豪雨」災害等、毎年多くの災害が発生しています。</p> <p>つきましては、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について次の事項を要望します。</p> <p>(1) 将来起こりうる大規模災害に備え、今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させること。</p> <p>(2) 熊本・大分地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和2年7月豪雨の教訓から、災害復旧だけでなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくること。また、支援のための平常時からの財源づくりを検討すること。</p> <p>(3) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底すること。</p> <p>(4) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底すること。</p>	<p>(1) 県防災会議や「官民連携による災害対策ネットワーク会議」等を通じ、関係機関の意見の集約に努め、対策等に反映させます。</p> <p>(2) 平時から関係機関と連携強化に取り組み、災害時の迅速な被災者支援ができる体制づくりに努めます。また、災害被災者住宅再建支援事業などにより、被災された方が可能な限り早期に安定した生活が送れるよう自立復興を支援します。</p> <p>(3) 自治体庁舎を含めた公共施設の耐震化率は、県施設が99.6%、市町村施設が93.1%(平成31年3月調査)、医療施設の耐震化率については、災害拠点病院及び救命救急センターで92.9%、病院全体で85.2%(令和元年9月調査)となっており、今年度は耐震化による建替工事に着手した公共施設もあります。今後も、災害対応拠点となる施設に対して耐震化を働きかけていきます。</p> <p>(所管課：建築住宅課)</p> <p>(4) 平成24年度から、「防災教育モデル実践事業」に取り組んでおり、これまで40校のモデル校において、津波や火山災害等地域の実情に応じた防災教育、訓練の手法、校内の防災体制等の改善について実践研究するとともに、その成果を公開研究発表会や各種研修会、ホームページを利用して普及しています。</p> <p>この事業の取り組みを踏まえ、平成29年度に「学校における防災教育の手引き」及び「防災・避難対策マニュアル2017」を作成し、防災教育の充実や実践的な防災対策等の推進を図っています。</p> <p>また、令和元年度までに各学校の中核となって防災教育や地域連携等を推進する教員である「防災教育コーディネーター」を全ての公立学校に配置しています。</p> <p>その他、「学校防災出前講座」や「高校生防災リーダー養成事業(令和2年度～)」等で児童生徒及び教職員の防災意識・知識の向上を図っています。</p> <p>(所管課：学校安全・安心支援課)</p>

2021年度要望事項	回 答
<p>(5) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防啓発を徹底すること。</p> <p>(6) 住民や企業に対し、南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるなど防災・減災対策を早急に進めること。</p>	<p>(5) 災害時の混乱に乗り、消費者の不安につけ込んで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義援金の名目で金銭をだまし取るといった悪質商法や詐欺等が発生することがあります。県では日頃から出前講座やホームページ、SNS等さまざまな方法により、その手口や撃退方法等について被害の未然防止の啓発に取り組んでいるところです。今後とも、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(6) 南海トラフ地震や風水害等の各種災害に備えるため、地震体験車や災害を疑似体験できる「おおいた防災VR」の活用、防災グッズフェアなどの啓発活動の強化を図ります。また、台風などに備えて避難行動を時系列に定めておく「マイタイムライン」の普及、県民安全・安心メールやおおいた防災アプリ等の防災情報収集ツールの活用促進、県防災アドバイザーの派遣による地域の防災学習会の支援など、防災意識の向上に繋がる取り組みを展開し、防災・減災対策を進めていきます。 (所管課：防災対策企画課)</p>
<p>6 生活困窮者支援をさらに強めることを要望します。</p> <p>生活困窮者支援をさらに強めることについて、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 子どもの貧困実態把握とその情報をできるだけ公開すること。</p> <p>(2) 給付型奨学金や就学・学習支援制度の充実を図ること。</p>	<p>(1) 昨年9月、県内の小学5年生及び中学2年生の児童生徒と保護者全員を対象に、家庭の経済状況と子どもの生活や学習等との関係に関する初めての全県的な調査を実施したところ、朝食を摂るか否かは授業の理解度にも相関関係があることや、収入の少ない世帯の一定数に対し、手当や給付金などの利用可能な支援制度の周知が行き届いていないこと等、様々な課題が明らかになりました。なお、この調査結果は全ての市町村関係課に提供するとともに、県のホームページでも公開しています。 (所管課：子ども・家庭支援課)</p> <p>(2) 県立高校の授業料については、「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯を対象に無償化としています。私立高校の授業料については、今年度から国の就学支援金の制度拡充により、年収約590万円未満世帯の授業料が実質無償化となっており、実質無償化とならない年収590万円以上910万円未満世帯の生徒については、県独自に生徒1人当たり月額1万円を上限とした減免制度を創設し、支援の充実を図っています。併せて、高校生等の授業料以外の教育費を負担軽減するため、返済不要の「高等学校等奨学給付金」の給付を行っており、令和2年度は給付額の増額により、制度の拡充を図ったところです。また、返済が必要な奨学金についても、今年度から修学旅行費等奨学金を創設し、支援の充実を図っています。 (所管課：私学振興・青少年課 教育財務課)</p>
<p>(3) 子どもの貧困解決のための市民の自主的な活動を支援する仕組みの検討をすること。</p>	<p>(3) 子どもの貧困率は13.5%、ひとり親世帯の貧困率は48.1%と高く、その対策は大変重要であると考えています。このため、平成30年度から市町村と連携し、NPO法人や地域住民団体、ボランティア等が自主的に「子ども食堂」を新規開設又は機能強化を行う際に助成を行っています。また、現在、市町村や自治会関係者、子ども食堂の運営者等を構成員とした「おおいた子ども食堂ネットワーク連絡会」を県内13ブロックで設置し、関係機関との連携を図ることにより、子どもの貧困の早期発見、早期支援に取り組んでいるところです。 (所管課：子ども・家庭支援課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>(4) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる居場所づくりへの助成金の新設を望みます。また、空き家対策も居場所に使えるように対策を検討すること。</p>	<p>(4) 子どもから高齢者まで全ての方々が、世代を超えてつながり、互いに支え合いながら、自分らしく暮らすことができる「地域共生社会の実現」に向け、令和2年度から、子ども食堂や高齢者サロンなどでの多世代交流活動の立ち上げや活動拠点整備に対し助成しています。</p> <p>また、新型コロナ禍を受け、令和2年4月の補正予算で、既存の活動団体が取り組む感染症対策(集合型から訪問型活動への転換等)に対する助成制度を創設し、多世代交流活動の継続を支援しているところです。</p> <p>空き家の利活用推進については、国・県・市町村が連携して取り組んでいます。交流の場づくりへの支援としては、国が、空き家対策の実施主体である市町村に補助する「空き家対策総合支援事業」があります。県ではこれまで、同事業の補助要件である市町村の計画策定を支援したところ、平成30年度に全市町村で策定されました。これは全国で2番目となります。</p> <p>また、交流の場づくりについて、集落の活動に対し県が市町村とともに補助を行う「小規模集落等支援事業補助金」も活用できます。空き家利用の具体的な案件がありましたら、市町村や県にお問い合わせください。</p> <p>(所管課：福祉保健企画課おおいた創生推進課)</p>
<p>7 子育て支援、医療費助成制度の拡充について要望します。</p> <p>2020年7月17日に厚生労働省が発表した「2019年国民生活基礎調査」の結果から、2018年の子ども貧困率は13.5%であることが明らかになりました。</p> <p>「子どもの貧困」が社会的な問題となり「子ども食堂・無料塾」など、子どもを支援する輪が県内でも広がっています。安心して子育てができる環境の制度として、医療費助成制度の外来通院を中学生まで拡充することを要望します。</p>	<p>子ども医療費については、県では所得制限を設けずに、未就学児の入院・通院医療費、中学生までの入院医療費を助成対象としています。この基礎的な部分に上乗せして大分市、別府市を除く16市町村が中学生までの通院医療費を助成し、さらにうち3市が高校生まで助成対象としています。</p> <p>また、大分市及び別府市についても、今年10月から住民税非課税世帯を対象に通院医療費を中学生まで拡大したところであり、子育て家庭の経済的負担の軽減を行っています。</p> <p>なお、子どもの医療費助成については、本来国が少子化対策を推進する中で、全国一律に行うべきものであるため、全国知事会等を通じて、引き続き要望を続けてまいります。</p> <p>(所管課：こども・家庭支援課)</p>
<p>8 新型コロナウイルス感染症及び被害に対する支援について要望します。</p> <p>大分県内においても新型コロナウイルスによる人的被害や企業倒産など経済に与える影響も大きくなっています。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症対策及び被害に対する支援について、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 全ての医療機関、介護事業所に対して、前年実績から大幅に減収した分の補填を行うよう政府へ要請すること。</p> <p>(2) 大分県内の医療機関、介護事業所が新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた感染防護具の提供と財政的な支援を検討すること。</p>	<p>(1) 政府に対し、受診・利用控えにより経営が悪化している全ての医療機関や福祉施設に対する財政支援等を行うよう、全国知事会を通じて提言しているところです。</p> <p>(所管課：医療政策課 高齢者福祉課)</p> <p>(2) 医療機関においては、マスクやガウン、手袋などの医療資機材について、国から必要数量を配布する分に加え、県独自の備蓄も行い、必要に応じ提供しています。</p> <p>また、介護事業所においても、感染対策に必要な消毒液や介護用手袋等の衛生用品について、各事業所を対象に在庫量調査を実施し、必要な物品が不足している事業所に対し、県が一括購入した消毒液等の物品を提供しています。</p> <p>さらに、コロナ患者を受け入れる医療機関に対し、空床確保に要する経費のほか、生体情報モニターや気管支鏡等の高度医療機器の導入に要する経費を助成しています。</p> <p>加えて、全ての医療機関、介護・障がい者施設を対象とした感染防止対策補助金(補助率10/10)により、感染対策に必要な物品の購入や環境整備等に要するかかり増し経費の助成を行い、必要とされる医療・介護サービスの提供が継続されるよう感染対策の取り組みを支援しています。</p> <p>(所管課：医療政策課/高齢者福祉課)</p>

2021年度要望事項	回 答
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮された方が、安心して医療・介護が受けられるための減免制度等を検討すること。</p>	<p>(3) 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年度と比較し著しく減少した場合、市町村等は、保険税(料)の減免や徴収猶予ができることとなっています。</p> <p>また、事業・業務の休廃止又は失業により、収入が著しく減少し、医療機関等の窓口で一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合には、市町村等は一部負担金の減免や徴収猶予を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免は、国の財政支援により既に各市町村において行われているところです。</p> <p>介護サービスの利用者負担については、原則1割負担ですが、所得区分ごとに負担限度額が設けられており、低所得者に配慮したものとなっています。</p> <p>(所管課：国保医療課／高齢者福祉課)</p>
<p>(4) 介護事業所の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を適切に評価するため「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」等の取り扱いが行われています。今回の対応(厚労省第12報)に際して利用者負担が増えないよう、財政措置を検討すること。</p>	<p>(4) 今回の特例措置については、利用者の健康を守るために介護事業所が実施する感染防止対策の取り組みへの評価であること、また、予め利用者に丁寧に説明し、ご理解いただいたうえで適用することになっていることから、県独自の財政措置を実施することは慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>(所管課：高齢者福祉課)</p>
<p>(5) PCR検査を大幅に拡充し、必要な財政措置を検討すること。</p>	<p>(5) 検査体制については、県内14医療機関に対しPCR検査機器の整備に係る費用を助成(補助率10/10)し、11月9日現在PCR検査能力を大分県衛生環境研究センター、大分市保健所合わせて1日845件まで拡充しました。</p> <p>また、インフルエンザと新型コロナの同時流行を見据えて、医療機関で行う迅速診断キットによる抗原定性検査、抗原定量検査等についても、患者の最大想定数(1日2,000件+α)を踏まえた体制整備を進めているところです。</p> <p>(所管課：感染症対策課)</p>
<p>(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大に対して保健所の機能強化を緊急に検討すること。</p>	<p>(6) 今般の新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務に増大に対応するため、保健師や事務職等の非常勤職員26名を追加配置するとともに、状況に応じて他部局に事務職員の兼務配置なども行っています。</p> <p>また、保健師等が疫学的調査や医療機関との調整等の業務に専念できるよう、検体搬送業務については振興局や土木事務所等の他機関に依頼するとともに、夜間休日の一般的な問合せに対する電話受付の外部委託なども行いました。</p> <p>加えて、令和2年9月補正予算により、個室相談室の整備や感染者搬送用車両の追加購入等を行うこととしたところです。</p> <p>今後とも、保健所がその役割を十分に果たせるよう、状況に応じて職員の追加配置などを検討していきます。</p> <p>(所管課：福祉保健企画課)</p>
<p>(7) 新型コロナウイルス感染症の陽性者やその家族、濃厚接触者への差別対策を行うとともに、風評被害への対策を行うこと。</p>	<p>(7) 県では、新型コロナウイルス関連の差別の解消に向けて、県ホームページや広報誌で県民に対し「正しい情報に基づいた人権に配慮した行動」を呼びかけるとともに、相談窓口の明示や、チラシ・のぼりの作成・掲示などに取り組んでいます。不当な差別や風評被害が生じないよう、今後とも引き続き啓発活動に取り組めます。</p> <p>(所管課：人権尊重・部落差別解消推進課)</p>
<p>(8) コロナ禍に乗じた消費者被害の実態を県民に周知し、被害者防止に努めること。</p>	<p>(8) 本年3月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染症に便乗した「身に覚えのない商品の送り付け」の事案が全国で発生したことから、県のホームページやSNSにより、身に覚えのない商品が届いた際の対応方法についての情報提供を行いました。</p> <p>また、特別定額給付金の支給に際しては、行政職員や警察官等になりすまして個人情報等を盗み取る特殊詐欺が発生することが予見されたため、給付金詐欺に注意するよう、新聞やラジオも使って注意喚起を行ったところです。</p> <p>今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。</p> <p>(所管課：県民生活・男女)</p>



# 定 款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

### (事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

### (区 域)

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

## 第2章 会員及び出資金

### (会員の資格)

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
  - (2) 出資の払込み(過怠金の納付、又は利用料の支払)を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
  - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
  - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(出資口数の増加)

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(会 費)

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

### 第3章 役 職 員

(役 員)

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内

- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。

3. 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
  - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
  - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
  - (1) 理事 次に掲げる行為
    - イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
    - ロ 虚偽の登記
    - ハ 虚偽の公告
  - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
  - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
  - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
  3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
  4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

#### (役員報酬)

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

#### (代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

#### (会長理事及び専務理事)

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

#### (理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 規約
  - (3) 理事会の議事録
  - (4) 総会の議事録
  - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
  3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
  5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
  8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
  9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
  10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
  11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
  12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総会提出議案及び書類の調査)

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の議決)

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
  - (6) 事業報告書及び決算関係書類
  - (7) 他の団体への加入又は脱退
2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。
4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

#### （総会の成立要件）

- 第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

#### （役員の説明義務）

- 第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
  - (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
  - (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
  - (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
  - (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。

4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

#### (法定準備金)

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

#### (教育事業等繰越金)

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

#### (剰余金の処分)

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌年事業年度に繰越すものとする。

#### (欠損金のてん補)

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充るものとする。

#### (会員に対する情報開示)

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解 散

#### (解 散)

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
  - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

(会員に対する通知及び催促)

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。 (一部改正)  
2001年6月27日より施行する。 (全面改正)  
2008年7月28日より施行する。 (全面改正)  
2012年7月27日より施行する。 (一部改正)  
2021年6月29日より施行する。 (一部改正)

